

# 『吾妻鏡』にみる鎌倉方から京洛方への使者・使節 発遣記事

野 口 武 司

承前

三

## A 事項・項目に就いて

『吾妻鏡』にみる鎌倉方から京洛方への使者・使節発遣に関わる諸記事(以下、「之を『使者・使節』と略称する。」)は、大凡、以上の如くである。其れでは、斯うした使者・使節発遣の任務を帶したのは、果して如何なる人士達であったか、將又、其れは如何なる出自を負い、如何なる家系に属する者達であつたか、と謂つた事柄に就いて、以下に、頼朝將軍記以下、歴代

諸將軍記毎に逐一検覈を加えて得られた結果を纏めて示す左掲一覽資料に依拠して説述していこう。此の一覽資料は、各將軍記毎にみる「使者・使節發遣諸記事」、中に就き、其処にみる「被差遣者」に関して、之を其の所見条数の卓越順と所見条の初出順とに随つて列記したものであり、此等の各「被差遣者」上部の、○印付数字と無○印付数字とは、前者が其の所見条数の卓越順次、後者が其の所見条の初出順次に依ることを現わすものである。而して、其等の各「被差遣者」下部のア～オは、各々次の如き事柄を示す。即ちアは、氏姓・名共に明確者、イは、氏姓・名共に不明確者、ウは、氏姓不明確・名明確者、エは、氏姓明確・名不明確者、オは、僧籍者である。更に然うした各「被差遣者」事例の最下部に付記した数字の記載・表記の仕様に就いては、先に列举掲記した「使者・使節發遣諸記事」末尾付載「備考」欄を参稽されたい。

### 「被差遣者」の事例別所見頻度一覽資料

#### 〔賴朝將軍記〕

①、1、伊豫守源九郎義經	ア	5 ↗ 5 <sup>31</sup> の三四条	⑨	ベ
②、2、中原(大江)因幡前司廣元	ア	45 ↗ 45 <sup>21</sup> の二三条		
③、3、北條(時政)	ア	32 ↗ 32 <sup>19</sup> の二〇条		
④、4、三河守源蒲冠者範頼	ア	4 ↗ 4 <sup>7</sup> の八条		
5、(中原前斎院次官親能	ア	10 ↗ 10 <sup>7</sup> の八条		
6、雜色時澤	ウ	11 ↗ 11 <sup>6</sup> の七条		
23、梶原源太左衛門尉景季	ア	24 ↗ 24 <sup>2</sup> の三条		
24、義勝房成尋	オ	25 ↗ 25 <sup>2</sup> の三条		
25、千葉介常胤	ア	52 ↗ 52 <sup>2</sup> の三条		
26、出納和泉掾國守	ウ	71 ↗ 71 <sup>2</sup> の三条		
27、(會賀)生倫	ア	1 1 <sup>1</sup> の二条		
28、(土肥)次郎實平	ア	8 8 <sup>1</sup> の二条		

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	8
橘馬允(公長)	橘色宗重	(大江)山城江次久家	下河邊庄司行平	比企藤内(朝宗)	(後藤)兵衛尉基清	土佐房昌俊	源藏人大夫頼兼	近藤七國平	中原典膳大夫久經	梶原刑部兼朝景	大和守重弘	一品坊昌寛
ア	ウ	ア	ア	ア	ア	オ	ア	ア	ア	ア	ウ	ア
ア	ウ	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ウ	ア
19 19 <sup>2</sup>	19 <sup>2</sup> の三条	73 73 <sup>3</sup>	51 51 <sup>3</sup>	47 47 <sup>3</sup>	46 46 <sup>3</sup>	26 26 <sup>3</sup>	22 22 <sup>3</sup>	17 17 <sup>3</sup>	16 16 <sup>3</sup>	43 43 <sup>4</sup>	30 30 <sup>4</sup>	6 6 <sup>5</sup>
44	43	42	41	40	(大江)長門江太景國	鶴岡別當法眼圓曉	雑色成重(里)	37	35	34	33	31
(中原)中四郎維重	(中原)右京進季時	雑色吉野三郎	由井七郎(家常)	(大江)長門江太景國	(源)若公(貞暁)	38	39	36	35	34	32	31
2の一条	89 89 <sup>1</sup>	85 85 <sup>1</sup>	81 81 <sup>1</sup>	77 77 <sup>1</sup>	76 76 <sup>1</sup>	74 74 <sup>1</sup>	72 72 <sup>1</sup>	57 57 <sup>1</sup>	42 42 <sup>1</sup>	38 38 <sup>1</sup>	36 36 <sup>1</sup>	34 34 <sup>1</sup>
7	6	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
安達新三郎	雜色鶴次郎	(梶原)景時	梶原刑部兼朝景	大和守重弘	梶原刑部兼朝景	中原典膳大夫久經	近藤七國平	中原典膳大夫久經	源藏人大夫頼兼	土佐房昌俊	(後藤)兵衛尉基清	(大江)山城江次久家
ア	ア	ア	ウ	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
オ	ウ	ア	ウ	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
31 31 <sup>6</sup>	35 35 <sup>5</sup>	6 6 <sup>6</sup>	35 35 <sup>5</sup>	30 30 <sup>4</sup>	43 43 <sup>4</sup>	16 16 <sup>3</sup>	22 22 <sup>3</sup>	26 26 <sup>3</sup>	26 26 <sup>3</sup>	22 22 <sup>3</sup>	17 17 <sup>3</sup>	17 17 <sup>3</sup>
31 <sup>1</sup>	33 <sup>1</sup>	33 <sup>1</sup>	34 <sup>1</sup>	34 <sup>1</sup>	34 <sup>1</sup>	42 <sup>1</sup>	42 <sup>1</sup>	38 <sup>1</sup>	36 <sup>1</sup>	34 <sup>1</sup>	33 <sup>1</sup>	33 <sup>1</sup>
ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
29	29	29	30	30	30	30	31	31	32	32	31	30
大井兵衛次郎實春	黒法師丸	生澤五郎	小中太光家	源刑部兼爲頼	鎌田(藤井)新藤次(俊長)	(中原)小中太光家	源刑部兼爲頼	源刑部兼爲頼	源刑部兼爲頼	生澤五郎	黒法師丸	浅羽庄司(宗信)
ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
9 9 <sup>1</sup>	20 20 <sup>1</sup>	20	20 <sup>1</sup>	33 <sup>1</sup>	34 <sup>1</sup>	34 <sup>1</sup>	36 <sup>1</sup>	36 <sup>1</sup>	38 <sup>1</sup>	38 <sup>1</sup>	34 <sup>1</sup>	33 <sup>1</sup>

45、長江太郎義景	ア	3の一条
46、御使	イ	7の一条
47、雜色鶴太郎	ウ	12の一条
48、雜色友行	ウ	13の一条
49、雜色六人	イ	18の一条
50、宇佐美平次(實政)	ア	21の一条
51、勅使河原後三郎(有直)	ア	23の一条
52、領狀勇士等	イ	27の一条
53、源筑前介兼能	ア	28の一条
54、關東發遣御家人等	イ	29の一条
55、專使	イ	37の一条
56、山城介久兼	ウ	39の一条
57、紀伊權守有經	イ	40の一条
58、雜色	ウ	41の一条
59、水尾谷藤七	イ	44の一条
60、雜色里久	ウ	48の一条

77、飛脚	イ	68の一条
78、(結城)朝光	ア	69の一条
79、使者	イ	70の一条
80、雜色八人	イ	75の一条
81、(大江)江内能範	ア	78の一条
82、土屋彌三郎(宗光)	ア	79の一条
83、大野藤八	工	80の一条
84、御廄舍人仲太	ウ	82の一条
85、御廄舍人家重	ウ	83の一条
86、佐々木四郎左衛門尉高綱	ア	84の一条
87、雜色	イ	86の一条
88、飛脚	イ	87の一条
89、使者	イ	88の一条
90、雜色	イ	90の一条
91、雜色	イ	91の一条
92、(藤原)宮内大輔重頼	ア	92の一条

61、	雜色正光	ウ	49の一条
62、	雜色里長	ウ	50の一条
63、	雜色	イ	53の一条
64、	雜色六人	イ	54の一条
65、	佐々木次郎經高	ア	55の一条
66、	飛脚	イ	56の一条
67、	飛脚	イ	58の一条
68、	飛脚	イ	59の一条
69、	飛脚	イ	60の一条
70、	飛脚	イ	61の一条
71、	雜色	イ	62の一条
72、	飛脚	イ	63の一条
73、	飛脚	イ	64の一条
74、	(安達)九郎藤次(時長)	ア	65の一条
75、	飛脚	イ	66の一条
76、	佐々木左衛門尉定綱	ア	67の一条

〔賴家將軍記〕			
1、	佐々木左衛門尉定綱	ア	93の三条
2、	安達源三親長	ア	94の一条
3、	濫谷次郎高重	ア	95の一条
4、	土肥先次郎惟光	ア	96の二条
5、	(三善)文章生宣衡	ア	97の二条
6、	雜色	イ	98の二条
7、	專使	イ	99の一条
8、	佐々木五郎義清	ア	100の二条
9、	(中原掃部入道)親能	ア	101の二条
10、	小山左衛門尉朝政	ア	102の二条
11、	(佐々木)信綱	ア	103の二条
12、	(大江)江兵衛尉能範	ア	104の二条

〔實朝將軍記〕

④		1、 北條武藏守時房	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
15、	13、	2、 (平賀)武藏守朝雅	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
	14、	3、 尼御臺所(北條政子)	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
		4、 後藤左衛門尉基清	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
		5、 内藤兵衛尉朝親	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
		6、 (中原)駿河前司季時	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
		7、 (伊賀)伊賀守朝光	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
		8、 (二階堂)信濃前司行光	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
		9、 伊賀太郎左衛門尉光季	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
		10、 北條左馬權助(政範)	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
		11、 (藤原)左衛門尉(季康)	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
		12、 足立八郎元春	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
		13、 内藤右馬允盛時	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
		14、 大友左衛門尉能直	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
		15、 (加藤)左衛門大夫光員	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
131、	131 <sup>1</sup>	122、 122 <sup>1</sup>	121、 121 <sup>1</sup>	115、 115 <sup>1</sup>	110、 110 <sup>1</sup>	110、 110 <sup>1</sup>	110、 110 <sup>1</sup>	110、 110 <sup>1</sup>	139、 139 <sup>2</sup>	139、 139 <sup>2</sup>	140、 140 <sup>2</sup>	140、 140 <sup>2</sup>	120、 120 <sup>2</sup>	120、 120 <sup>2</sup>	114、 114 <sup>2</sup>	114、 114 <sup>2</sup>	46 <sup>4</sup>	46 <sup>5</sup>	39、 (飛脚)	38、 (飛脚)	37、 雜色	36、 小川法印忠快	35、 御使	34、 御使	33、 飛脚	32、 (安達)源三左衛門尉親長	98 <sup>2</sup> の一条
141、	141 <sup>1</sup>	132、 132 <sup>1</sup>	123、 123 <sup>1</sup>	121、 121 <sup>1</sup>	134、 134 <sup>1</sup>	134、 134 <sup>1</sup>	132、 132 <sup>1</sup>																				

〔賴經將軍記〕

16、	(二階堂)山城大夫判官行村	ア	133の二条
17、	波多野彌次郎朝定	ア	135の二条
18、	(安達)秋田城介景盛	ア	135 <sup>1</sup> の二条
19、	白河左衛門尉義典	ア	135 <sup>1</sup> の二条
20、	加藤判官次郎	工	136 <sup>1</sup> の二条
21、	雜色	イ	138 <sup>1</sup> の二条
22、	(鎌田)新藤二俊長	ア	138 <sup>1</sup> の二条
23、	佐々木左衛門尉定綱	ウ	137 <sup>1</sup> の二条
24、	和泉兼景家	ア	137 <sup>1</sup> の二条
25、	結城七郎(朝光)	ウ	137 <sup>1</sup> の二条
26、	千葉平次兵衛尉(常秀)	ア	137 <sup>1</sup> の二条
27、	土肥先二郎(惟光)	ア	137 <sup>1</sup> の二条
28、	中條右衛門尉家長	ア	137 <sup>1</sup> の二条
29、	和田兵衛尉常盛	ア	137 <sup>1</sup> の二条
30、	使者	イ	137 <sup>1</sup> の二条
31、	東使	イ	137 <sup>1</sup> の二条

1、	(北條)武州(泰時)	ア	144の九条
2、	後藤左衛門尉基綱	ア	142の八条
3、	(北條)武藏太郎時氏	ア	145の七条
4、	(北條)相州時房	ア	145 <sup>1</sup> の七条
5、	(北條)駿河守重時	ア	146の七条
6、	(藤原)大夫判官定貞	ア	146 <sup>1</sup> の七条
7、	(北條)掃部助時盛	ア	146 <sup>1</sup> の七条
8、	佐々木四郎左衛門尉信綱	ア	147の七条
9、	(三浦)駿河次郎(泰村)	ア	147の七条
10、	波多野次郎朝定	ア	147の七条
11、	尾藤左近將監景綱	ア	147の七条
12、	安東新左衛門尉光成	ア	147の七条
13、	伊賀右馬助(仲能)	ア	147の七条
14、	(源)下總守保茂	ア	147の七条
15、	平左衛門尉盛時	ア	147の七条
16、	伊賀太郎左衛門尉光季	ア	147の七条
140 <sup>3</sup>	140 <sup>4</sup> の二条	ア	148の九条
140 <sup>4</sup>	の二条	ア	148の九条

17、	小山左衛門尉朝政	ア	ア	102 <sup>1</sup>
18、	(北條)陸奥六郎有時	ア	ア	102 <sup>2</sup>
19、	關判官代實忠	ア	ア	146 <sup>1</sup>
20、	(足利)前武州義氏	ア	ア	146 <sup>1</sup>
21、	(三浦)駿河前司義村	ア	ア	148 <sup>1</sup>
22、	伊東左衛門尉(祐時)	ア	ア	150 <sup>1</sup>
23、	南條七郎次郎	ア	ア	151 <sup>1</sup>
24、	美濃澤右近二郎	ア	ア	159 <sup>1</sup>
25、	(三浦)駿河三郎光村	ア	ア	159 <sup>1</sup>
26、	(二階堂)隱岐四郎左衛門尉行久	ア	ア	160 <sup>1</sup>
27、	海老名左衛門尉忠行	ア	ア	162 <sup>1</sup>
28、	大納言僧都隆辨	ア	ア	162 <sup>1</sup>
29、	(佐々木)近江前司(氏信)	ア	ア	165 <sup>1</sup>
30、	町野(三善)民部大夫康俊	ア	ア	169 <sup>1</sup>
31、	平三郎兵衛尉(盛綱)	ア	ア	173 <sup>1</sup>
32、	(北條)式部兼(朝時)	ア	ア	175 <sup>1</sup>
153、	の一条	ア	ア	175 <sup>1</sup>

③	②	①、	〔宗尊親王將軍記〕	
3、	2、	1、(藤原)内藏權頭親家	ア	ア
		(三浦)遠江十郎左衛門尉頼連	ア	ア
		17、(二階堂)和泉前司行方	ア	ア
		18、武藤左衛門尉景頼	ア	ア
		193 <sup>5</sup> の六条	ア	ア
		195 <sup>5</sup> の五条	ア	ア
		174 <sup>4</sup> の三条	ア	ア

				(1)																				
6、	5、		4、	(佐々木)近江前司(氏信) (北條)相模左近大夫將監時定 鶴岡別當法印隆辨 平新左衛門尉盛時	1、 (佐々木)江兵衛尉能行 横尾左近將監 彌平太三郎 駿河源左衛門尉 (宇都宮)修理亮泰綱 〔頼嗣將軍記〕	36、 (大江)江兵衛尉能行 横尾左近將監 彌平太三郎 駿河源左衛門尉 (宇都宮)修理亮泰綱 〔頼嗣將軍記〕	35、 (伊賀)藤原三郎左衛門尉光資 〔安達城次郎頼景〕	34、 (伊賀)藤原三郎左衛門尉光資 (長井)甲斐太郎時秀 (伊東)薩摩七郎左衛門尉祐能 (三浦)式部太郎左衛門尉光政 (藤原)藤次左衛門尉泰經 小野寺四郎左衛門尉通時 三浦遠江六郎左衛門尉時連	33、 肥田又太郎 武藤左衛門尉景賴 (長井)甲斐太郎時秀 (伊東)薩摩七郎左衛門尉祐能 (三浦)式部太郎左衛門尉光政 (藤原)藤次左衛門尉泰經 小野寺四郎左衛門尉通時 三浦遠江六郎左衛門尉時連															
					1、 (佐々木)近江前司(氏信) (北條)相模左近大夫將監時定 鶴岡別當法印隆辨 平新左衛門尉盛時	2、 (佐々木)近江前司(氏信) (北條)相模左近大夫將監時定 鶴岡別當法印隆辨 平新左衛門尉盛時	41、 (宇都宮)修理亮泰綱 〔頼嗣將軍記〕	39、 (宇都宮)修理亮泰綱 駿河源左衛門尉 (宇都宮)修理亮泰綱 〔頼嗣將軍記〕	37、 (中條)出羽前司家長 (佐々木)近江前司(氏信) (伊東)薩摩七郎左衛門尉祐能 (三浦)式部太郎左衛門尉光政 (藤原)藤次左衛門尉泰經 小野寺四郎左衛門尉通時 三浦遠江六郎左衛門尉時連	38、 (大江)江兵衛尉能行 横尾左近將監 彌平太三郎 駿河源左衛門尉 (宇都宮)修理亮泰綱 〔頼嗣將軍記〕	36、 (伊賀)藤原三郎左衛門尉光資 (長井)甲斐太郎時秀 (伊東)薩摩七郎左衛門尉祐能 (三浦)式部太郎左衛門尉光政 (藤原)藤次左衛門尉泰經 小野寺四郎左衛門尉通時 三浦遠江六郎左衛門尉時連	35、 (伊賀)藤原三郎左衛門尉光資 (長井)甲斐太郎時秀 (伊東)薩摩七郎左衛門尉祐能 (三浦)式部太郎左衛門尉光政 (藤原)藤次左衛門尉泰經 小野寺四郎左衛門尉通時 三浦遠江六郎左衛門尉時連	34、 (伊賀)藤原三郎左衛門尉光資 (長井)甲斐太郎時秀 (伊東)薩摩七郎左衛門尉祐能 (三浦)式部太郎左衛門尉光政 (藤原)藤次左衛門尉泰經 小野寺四郎左衛門尉通時 三浦遠江六郎左衛門尉時連	33、 肥田又太郎 武藤左衛門尉景賴 (長井)甲斐太郎時秀 (伊東)薩摩七郎左衛門尉祐能 (三浦)式部太郎左衛門尉光政 (藤原)藤次左衛門尉泰經 小野寺四郎左衛門尉通時 三浦遠江六郎左衛門尉時連										
6、	5、		4、																					
飛脚	飛脚		飛脚																					
飛脚	飛脚		飛脚																					

				(5)																	
17、	16、	14、	13、	(佐々木)近江前司(氏信) (後藤)壹岐前司基政 〔諫訪〕伊勢入道行願 〔諫訪〕伊勢入道(盛綱)	15、 (後藤)壹岐前司基政 〔諫訪〕伊勢入道行願 〔諫訪〕伊勢入道(盛綱)	16、 (二階堂)信濃次郎左衛門尉行宗 〔諫訪〕伊勢入道行願 〔諫訪〕伊勢入道(盛綱)	17、 (二階堂)信濃次郎左衛門尉行宗 〔諫訪〕伊勢入道行願 〔諫訪〕伊勢入道(盛綱)	14、 (二階堂)信濃次郎左衛門尉行宗 〔諫訪〕伊勢入道行願 〔諫訪〕伊勢入道(盛綱)	13、 (二階堂)信濃次郎左衛門尉行宗 〔諫訪〕伊勢入道行願 〔諫訪〕伊勢入道(盛綱)	12、 (二階堂)信濃次郎左衛門尉行宗 〔諫訪〕伊勢入道行願 〔諫訪〕伊勢入道(盛綱)	11、 (二階堂)信濃次郎左衛門尉行宗 〔諫訪〕伊勢入道行願 〔諫訪〕伊勢入道(盛綱)	10、 (二階堂)信濃次郎左衛門尉行宗 〔諫訪〕伊勢入道行願 〔諫訪〕伊勢入道(盛綱)	9、 (二階堂)信濃次郎左衛門尉行宗 〔諫訪〕伊勢入道行願 〔諫訪〕伊勢入道(盛綱)	8、 (二階堂)信濃次郎左衛門尉行宗 〔諫訪〕伊勢入道行願 〔諫訪〕伊勢入道(盛綱)	7、 (二階堂)和泉前司行方 (長井)甲斐太郎時秀 (二階堂)和泉前司行方	6、 (安達)城次郎頼景 (長井)甲斐太郎時秀 (二階堂)和泉前司行方	5、 (武藤)左衛門尉景賴 (長井)甲斐太郎時秀 (二階堂)和泉前司行方	4、 (二階堂)和泉前司行方 (長井)甲斐太郎時秀 (二階堂)和泉前司行方			

此の一覽資料に拠り、頼朝將軍記以下、歴代諸將軍記に於ける有り様から諸種様々な事柄を汲み分け得るが、茲では「被差遣者」が如何なる人士達であるか、其の差遣は、如何なる頻度を以て為されているか、と謂つた点に主軸を据えて觀てみると、先ず、頼朝將軍記では、源 義經が三四条で特段に多く、中原廣元が二三条で其れに次ぎ、以下、北條時政(二〇条)→源 篤頼・中原親能(共に八条宛)→雜色時澤・安達新三郎・一品坊昌寛(共に七条宛)→梶原景時・雜色鶴次郎(共に六条宛)→大和守重廣・梶原朝景(共に五条宛)と続き、更に此等の下位に存在する四条が中原久經以下、大江久家までの八名、三条が雜色宗重以下、出納和泉掾國平までの六名、二条が會賀生倫以下、中原季時までの一七名、一条が中原維重以下、雜色常清までの五二名と謂うことになる。

斯様に「被差遣者」としての所見条数の点で、同將軍記には、源 義經(三四条)や中原廣元(二二条)や北條時政(二〇条)、取り分け、源 義經の如く、其の特段に多い者が存在する反面、一条而已と謂う如く、逆に、その特段に尠い者が五二名(これは、同將軍記に見る全九名の約五五%弱をも占める。)も存在すること。而して之に深く係わることとして、同將軍記に於ける「使者・使節発遣諸記事」事例数が歴代諸將軍記中、最多であることも、併せて同將軍記に於いて認められる記載の有り様の一特色として指摘し得よう。

次に、頼家將軍記では、佐々木定綱が三条で最も多く、以下、安達親長・瀧谷高重・土肥惟光・三善宣衡の四名(共に二条宛)→雜色以下、大江能範までの七名(共に一例宛)と続き、同將軍記所見の、「使者・使節発遣諸記事」其れ自身が極めて尠いこと——歴代諸將軍記中最も僅少——を考慮すれば、極めて自然な記載様態と言えようし、又、斯うした点にも、同將軍記に於ける記載上の特色を認め得よう。

次に、實朝將軍記では、北條時房が六条で最も多く、以下、平賀朝雅・北條政子の二名(共に四条宛)→後藤基清以下、伊賀光季までの六名(共に三条宛)→北條政範以下、加藤次郎までの二名(共に二条宛)→雜色以下、源 親廣までの二六名(共に一条宛)の順に続き、同將軍記全体では、四六名と可成り多いが、所見条数の点で際立つて多い者は認められない。

次に、頼經將軍記では、北條泰時が九条で最も多く、以下、後藤基綱(八条)→北條時氏・同時房・同重時、藤原定員の四名(共に七条宛)→北條時盛(六条)→佐々木信綱(五条)→三浦泰村(四条)→波多野朝定以下、平盛時までの六名(共に三条宛)→伊賀光季以下、佐々木氏信までの一四名(共に二条宛)→町野康俊以下、宇都宮泰綱までの一二名(共に一条宛)と続き、同將軍記に在つても、之に先行する前述の實朝將軍記に於けると同様に、全事例数は四一例と謂う如く、可成り多く所見されるが、矢張り、此の所見条数の点で、取り分け、多い者は認められない。

次に、頼嗣將軍記では、事例数の点で最も多いのが、佐々木氏信・北條時定・僧隆辨の三名で、此等は共に二条宛と謂う如く、事例数の多さに於いて、同將軍記には、特段目に立つ者は認められず、他は全て平 盛時以下、武藤景頼までの一五名が共に一例宛と謂う具合である。

最後に、宗尊親王將軍記では、藤原親家が六条で最も多く、三浦頼連が五条で其れに次ぎ、以下、僧隆辨(三条)→二階堂行方以下、三浦光政までの七名(共に二条宛)→藤原泰經以下、諏訪盛綱までの七名(共に一条宛)と続いている。此の將軍記は、之に前出する既述の頼嗣將軍記の場合に同じく、「被差遣者」の員数の点でも、又、其の事例数の面でも、此れと謂つて目に立つ者は、認められないものである。

以上、「吾妻鏡」にみる鎌倉方から京洛方への「被差遣者」が如何なる人士達であるか、之を頼朝將軍記以下、歴代諸將軍記毎に観て來たが、以下に於いては、其等「被差遣者」が如何なる出自を負い、如何なる氏族に属する者達であるかに就いて、先掲「被差遣者」の事例別所見頻度一覽資料(以下、之を「一覽資料」と略称する。)に基拠して作成した左掲「被差遣者」の氏姓・氏族別所見頻度一覽資料(以下、之を「一覽資料」と略称する。)に拠つて説述してみよう。

### 「被差遣者」の氏姓・氏族別所見頻度一覽資料

#### 〔頼朝將軍記〕

##### 氏姓明確者

①、源氏	1(34)	4(8)	15(4)	35(2)	39(2)	53(1)	の
②、中原氏	2(22)	5(8)	13(4)	34(2)	43(2)	44(1)	の
③、北條氏	3(20)	の	一例・二〇条				
④、梶原氏	9(6)	12(5)	23(3)	の三例・一四条			
⑤、安達氏	7(7)	74(1)	の二例・八条				
⑥、大江氏	20(4)	81(1)	の三例・七条				
⑦、比企氏	18(4)	40(2)	の二例・五条				
47 (1)	6 (7)						
48 (1)	10 (6)						
49 (1)	11 (5)						
52 (1)	21 (3)						
54 (1)	26 (3)						
55 (1)	31 (2)						
56 (1)	32 (2)						
57 (1)	37 (2)						
58 (1)	46 (1)						

##### 氏姓不明確者(僧籍者は入れていない。 以下同様。)

- (8)、近藤氏 …… 14(4) の一例・四条  
 (9)、後藤氏 …… 17(4) の一例・四条  
 (10)、下河邊氏 …… 19(4) の一例・四条  
 (11)、千葉氏 …… 25(3) 94(1) の二例・四条  
 (12)、橘氏 …… 22(3) の一例・三条  
 (13)、佐々木氏 …… 65(1) 76(1) 86(1) の三例・三条  
 (14)、會賀氏 …… 27(2) の一例・二条  
 (15)、土肥氏 …… 28(2) の一例・二条  
 (16)、大井氏 …… 29(2) の一例・二条  
 (17)、淺羽氏 …… 30(2) の一例・二条  
 (18)、生澤氏 …… 33(2) の一例・二条  
 (19)、鎌田氏 …… 36(2) の一例・二条  
 (20)、由井氏 …… 41(2) の一例・二条  
 (21)、吉野氏 …… 42(2) の一例・一条  
 (22)、長江氏 …… 45(1) の一例・一条  
 (23)、宇佐見氏 …… 50(1) の一例・一条

五条、此の中、雜色〔傍縁附記事例以下同様。〕は二〇例・三五条あり。

85(1)	70(1)	60(1)
87(1)	71(1)	61(1)
88(1)	72(1)	62(1)
89(1)	73(1)	63(1)
90(1)	75(1)	64(1)
91(1)	77(1)	66(1)
95(1)	79(1)	67(1)
80(1)	80(1)	68(1)
84(1)	84(1)	69(1)

〔賴家將軍記〕

氏姓明確者

①、佐々木氏 …… 1(3) 8(1) 11(1) の三例・五条

②、安達氏 …… 2(2) の一例・二条

③、濱谷氏 …… 3(2) の一例・二条

④、土肥氏 …… 4(2) の一例・二条

⑤、三善氏 …… 5(2) の一例・二条

⑥、中原氏 …… 9(1) の一例・一条

⑦、小山氏 …… 10(1) の一例・一条

⑧、大江氏 …… 12(1) の一例・一条

全一〇例・一六条

氏姓不明確者

6(1)、7(1)の二例・二条、此の中、雑色は一例・一条あり。

〔實朝將軍記〕

氏姓明確者

- ①、北條氏 …… (6)、3(4)、10(2)、の二例・一二条  
②、伊賀氏 …… 7(3)、9(3)、の二例・六条  
③、内藤氏 …… 5(3)、13(2)、の二例・五条  
④、二階堂氏 …… 8(3)、16(2)、の二例・五条  
⑤、平賀氏 …… 2(4)、の一例・四条  
⑥、加藤氏 …… 15(2)、20(2)、の二例・四条  
⑦、後藤氏 …… 4(3)、の一例・三条  
⑧、中原氏 …… 6(3)、の一例・三条  
⑨、安達氏 …… 18(2)、32(1)、の二例・三条  
⑩、藤原氏 …… 11(2)、の二例・二条  
⑪、足立氏 …… 12(2)、の二例・二条  
⑫、大友氏 …… 14(2)、の二例・二条  
⑬、波多野氏 …… 17(2)、の二例・二条  
の二例・二条

- ①、北條氏 …… 1(9)、3(7)、4(7)、5(7)、7(6)、18(2)、32  
②、後藤氏 …… 2(8)、の一例・八条  
③、三浦氏 …… 9(4)、21(2)、25(2)、の三例・八条  
④、藤原氏 …… 6(7)、の一例・七条  
⑤、佐々木氏 …… 8(5)、29(2)、の二例・七条  
⑥、伊賀氏 …… 13(3)、16(2)、34(1)、の三例・六条  
⑦、平氏 …… 15(3)、31(1)、の二例・四条  
⑧、波多野氏 …… 10(3)、の一例・三条  
⑨、尾藤氏 …… 11(3)、の一例・三条  
⑩、安東氏 …… 12(3)、の一例・三条  
⑪、源氏 …… 14(3)、の一例・三条  
⑫、小山氏 …… 17(2)、の一例・二条  
⑬、關氏 …… 19(2)、の一例・二条  
⑭、足利氏 …… 20(2)、の一例・二条  
⑮、伊東氏 …… 22(2)、の一例・二条

(14)、白河氏	19(2)	の一例・二条
(15)、佐々木氏	23(1)	43(1)、の二例・二条
(16)、鎌田氏	22(1)	の一例・一条
(17)、結城氏	25(1)	の一例・一条
(18)、千葉氏	26(1)	の一例・一条
(19)、土肥氏	27(1)	の一例・一条
(20)、中條氏	28(1)	の一例・一条
(21)、和田氏	29(1)	の一例・一条
(22)、源氏	46(1)	の一例・一条

全三〇例・六四条

氏姓不明確者

21(1)、 24(1)、 30(1)、 31(1)、 33(1)、 34(1)、 35(1)、 37(1)、 38(1)、	39(1)、 40(1)、 41(1)、 42(1)、 44(1)、 の一五例・ 一五条、	
--	---	--

此の中、雜色は二例・二条あり。

〔賴經將軍記〕

氏姓明確者

(16)、南條氏	23(2)	の一例・二条
(17)、美濃澤氏	24(2)	の一例・二条
(18)、二階堂氏	26(2)	の一例・二条
(19)、海老名氏	27(2)	の一例・二条
(20)、町野氏	30(1)	の一例・一条
(21)、肥田氏	33(1)	の一例・一条
(22)、大江氏	36(1)	の一例・一条
(23)、中條氏	37(1)	の一例・一条
(24)、横尾氏	38(1)	の一例・一条
(25)、宇都宮氏	41(1)	の一例・一条

全三七例・一一三条

氏姓不明確者

35(1)、 39(1)、 40(1)、	の三例・三条、此の中、 雜色はナシ。	
----------------------------	-----------------------	--

〔賴嗣將軍記〕

氏姓明確者

- ①、北條氏 2(2)、8(1)、の三例・四条

- ②、佐々木氏 …… 1(2) の一例・二条  
 ③、二階堂氏 …… 15(1)、17(1) の二例・二条  
 ④、平氏 …… 4(1) の一例・一条  
 ⑤、大曾禰氏 …… 9(1) の一例・一条  
 ⑥、東條氏 …… 10(1) の一例・一条  
 ⑦、諏方氏 …… 16(1) の一例・一条  
 ⑧、武藤氏 …… 18(1) の一例・一条  
 全一一例・一三条  
 氏姓不明確者
- 5(1)、6(1)、7(1)、11(1)、12(1)、14(1) の六例・六条、此  
 の中、  
 雜色はナシ。
- 〔宗尊親王將軍記〕
- 氏姓明確者
- ①、三浦氏 …… 2(5)、10(2)、13(1) の三例・八条  
 ②、藤原氏 …… 1(6)、11(1) の二例・七条  
 ③、二階堂氏 …… 4(2)、14(1)、16(1) の三例・四条
- ④、武藤氏 …… 5(2) の一例・二条  
 ⑤、安達氏 …… 6(2) の一例・二条  
 ⑥、長井氏 …… 7(2) の一例・二条  
 ⑦、大曾禰氏 …… 8(2) の一例・二条  
 ⑧、伊東氏 …… 9(2) の一例・二条  
 ⑨、小野寺氏 …… 12(1) の一例・一条  
 ⑩、後藤氏 …… 15(1) の一例・一条  
 ⑪、諏訪氏 …… 17(1) の一例・一条  
 全一六例・三三条  
 氏姓不明確者  
 ナシ

「被差遣者」として所見される人士達を、各々の出自する、或いは所属する氏姓・氏族別に分類し、各分類された氏姓を、其の所見順と所見条数の優越順とに随つて整理した結果を示す一覽資料(2)に拠り、其の有り様を頼朝將軍記以下、歴代諸將軍記別に観てみると、先ず、頼朝將軍記では、①源氏が六例・五一条で最も多く、②中原氏が六例・三九条で其れに次ぎ、以下、③北條氏(一例・二〇条)→④梶原氏(三例・一四条)→⑤安達氏(二例・八条)→⑥大江氏(三例・七条)→⑦比企氏(二例・五条)→⑧近藤・⑨後藤・⑩下河邊の各氏(共に一例・四条宛)→⑪千葉氏(二例・四条)→⑫橘氏(一例・三条)→⑬佐々木氏(三例・三条)→⑭會賀以下、⑯由井の各氏(共に一例・二条宛)→⑯吉野以下、⑯藤原の各氏(共に一例・一条宛)と続いている。之に依り、源氏・中原・北條の三氏、別けても、源氏の優越さが際立っている。此の三氏にあつては、先述の如く、源氏が義經(三四条)、中原氏が廣元(二三条)、北條氏が時政(二〇条)と謂う如く、義經一人而已で、源氏の全五一一条中三四条(約六七%)、廣元一人而已で、中原氏の全三九条中二二条(約五六%)、時政一人而已で、北條氏の全二〇条中二〇条(一〇〇%)を各々占めている有り様は、殊更留意されねばならぬことである。

以上は、頼朝將軍記にみる氏姓明確者(以下、之をア)記載の有り様に関する所述であるが、以下に、同將軍記にみる氏姓不明確者(以下、之をイ)記載の有り様に就いて勘しく触れておくこととする。既に「一覽資料(2)」に示した如く、同將軍記に於けるアの所見事例数(以下、之をア)と所見条数(以下、之をア)とを合算すれば、都合四八例・一九〇条を数え、イの所見事例数(以下、之をイ)と所見条数(以下、之をイ)とを加算すれば、都合四三例・六五条を数える。之に依り、イ(イ)の所見事例数の、ア(ア)・イ(イ)双方各々の所見事例合計数に占める百分比率は、約四七%となり、イ(イ)の所見条数の、ア(ア)・イ(イ)双方各々の所見条合計数に占める百分比率は、約二五%となる。此のイの、イ(イ)双方各々の占める百分比率に於いて同將軍記は、他余の諸將軍記に於け

表二

氏姓確 不明確者 將軍記	ア、氏姓明確者 所見事例数(ア) <sup>1</sup> 所見条数(ア) <sup>2</sup>	イ、氏姓不明確者 所見事例数(イ) <sup>1</sup> 所見条数(イ) <sup>2</sup>	ア(ア) <sup>1</sup> (イ) <sup>1</sup> イ(イ) <sup>2</sup> 双方各合計数
賴朝	48例 190条 (約53%)(約75%)	43例 65条 (約47%)(約25%)	91例 255条
賴家	10例 16条 (約83%)(約89%)	2例 2条 (約17%)(約11%)	12例 18条
實朝	30例 64条 (約67%)(約81%)	15例 15条 (約33%)(約19%)	45例 79条
賴經	37例 113条 (約92.5%)(約97%)	3例 3条 (約7.5%)(約3%)	40例 116条
賴嗣	11例 13条 (約65%)(約68%)	6例 6条 (約35%)(約32%)	17例 19条
宗尊親王	16例 32条 (100%)(100%)	ナシ ナシ	16例 32条

[備考] アイ双方の各所見事例数(ア)<sup>1</sup>(イ)<sup>1</sup>・各所見条数(ア)<sup>2</sup>(イ)<sup>2</sup>の下に記す百分比率は、其等ア(ア)<sup>1</sup>(ア)<sup>2</sup>・イ(イ)<sup>1</sup>(イ)<sup>2</sup>双方各々の合計数に占めるものである。

る其れよりも、一段と高く(但し、独り賴嗣將軍記に於ける其れ而已が、約三二%と幾分高くなっているが、此れば、同將軍記の事)、逆に、アの(ア)<sup>1</sup>(ア)<sup>2</sup>双方各々の占める百分比率に於いて同將軍記は、他余の諸將軍記に於ける其れよりも、一段と低く(但し、独り賴嗣將軍記に於ける其れ而已が、約六八%と幾分低くなっているが、此れに就いても、上述の如き事例數其れ自身が極めて勢いがあるから、同將軍記に於ける其れを一應除外して考えて宜しかろうと思う。)なつてゐることは、後掲表一に明示する所である。而して斯うしたイの(イ)<sup>1</sup>双方各々の占める百分比率の優劣・多寡の点からも、賴朝將軍記に於ける記載の有り様に就いての一特色を認知得るのである。処で、歴代諸將軍記中、賴朝將軍記に於いて認められる所の、最高の百分比率を以て——之を別言すれば、最多頻度を以て記載されている氏姓不明確者の内訳を先掲「一覽資料(2)」及び「一覽資料(1)」に依拠して改めて検覈の歩を進めてみたい。

賴朝將軍記には、氏姓不明確者（茲に僧籍者は含めていない。以下に於いても同様。）が四三例・六五条存し、此等の中から二〇例・三五条存する。

以下の諸將軍記に於いても同様。

る雜色を除く（以下の諸將軍記に於いても同様。）と、二三例・三〇条存することになる。此の二三例・三〇条存する事例中、11の大和守重弘（一例・五条）、26の出納和泉掾國守（一例・三条）、32の黒法師丸（一例・二条）、56の山城介久兼（一例・一条）、57の紀伊權守有經（一例・一条）、84の御廄舍人仲太（一例・一条）、85の御廄舍人家重（一例・一条）、の計七例・一四条存する事例は、既述のウに、他余の、46の御使（一例・一条）、52の領狀勇士等（一例・一条）、54の關東發遣御家人等（一例・一条）、55の專使（一例・一条）、66～70、72、73、75、77、88の飛脚（一〇例・一〇条）、79、89の使者（二例・二条）、の計一六例・一六条存する事例は、既述のイに各々該当する。賴家將軍記には、氏姓不明確者が7の專使（一例・一条）而已存し、此の事例は、既述のイに該当する。實朝將軍記には、氏姓不明確者が24の和泉掾景家（一例・一条）、30、45の使者（二例・二条）、31の東使（一例・一条）、33、38、39、41の飛脚（四例・四条）、34、35の御使（二例・二条）、40の使節（一例・一条）、42の紀伊刑部次郎（一例・一条）、44の美作左近大夫朝親（一例・一条）、の計一三例・一三条存し、此等の事例中、24、44の二事例（二例・二条）が既述のウに、之を除く他余の一例・一一条存する諸事例が、既述のイに各々該当する。賴經將軍記には、氏姓不明確者が35の飛脚（一例・一条）、39の彌平太三郎（一例・一条）、40の駿河源左衛門尉（一例・一条）、の計三例・三条存し、此等事例の孰れもが、既述のイに該当する。賴嗣將軍記には、氏姓不明確者が5、6、7、11、14の飛脚（五例・五条）、12の使者（一例・一条）、の計六例・六条存し、此等事例の孰れもが、既述のイに該当する。而して宗尊親王將軍記には、諸他の諸將軍記に相異して、氏姓不明確者が全く存しない。斯うした検討作業に依つて、上述した事例——即ち賴朝將軍記以下、歴代諸將軍記中、賴朝將軍記には、諸他の各將軍記に比して、より多くの氏姓不明確者

が所見される、と指摘した事の妥当性を、具象的に、然も詳細に亘つて確かめ得るのである。上來の所述中、所見事例数・所見条数の上で除外してある僧籍者と雜色とに就いて、茲に若干触れておこう。先ず、僧籍者に就いて、此れが頼朝將軍記以下、歴代諸將軍記の各々に如何よろに所見されるかを観てみるに、頼朝將軍記には、8一品坊昌寛(一例・七条)、16土佐房昌俊(一例・四条)、24義勝房成尋(一例・三条)、38鶴岡別當法眼圓曉(一例・二条)の計四例・十六条存する。頼家將軍記には、ナシ。實朝將軍記には、36小川法印忠快(一例・一条)而已存する。頼經將軍記には、28大納言僧都隆辨(一例・二条)而已存する。頼嗣將軍記には、3鶴岡別當法印隆辨(一例・二条)而已存する。而して宗尊親王將軍記には、3若宮別當僧正隆辨(一例・三条)而已存する。之に依り、(一)、頼朝將軍記以下、歴代諸將軍記中、所見事例数・所見条数双方に於いて、共に最も卓越するのは、頼朝將軍記であること。(二)、頼朝將軍記以下、歴代諸將軍記每の、一僧籍者の所見事例数・所見条数双方に於いて、最も優越するのは、頼朝將軍記に於ける8一品坊昌寛(一例・七条)と、頼經・頼嗣・宗尊親王の三將軍記の各々に、28大納言僧都(一例・二条)《頼經將軍記》、3鶴岡別當法印隆辨(一例・二条)《頼嗣將軍記》、3若宮別當僧正隆辨(一例・三条)《宗尊親王將軍記》とある攸の、隆辨であること。而して此等(一)(二)に指摘した中で、取り分け、(二)の其れは、上述の如く、一品坊昌寛が独り頼朝將軍記而已に所見されるのに対して、隆辨が頼經・頼嗣・宗尊親王の三將軍記に亘つて所見される事から判じて、前者の一品坊昌寛よりも、後者の隆辨の方が、本稿で討究対象とする「使者・使節發遣諸記事」而已ならず、当該記事をも含めた全記事に於ける所見事例数・所見条数双方の点でも、遙かに上廻つてゐるであらうことを充分に予察せしめるのである。事実、表三に示す如く、隆辨の所見条数が一一九条であるのに対し、一品坊昌寛の其れが二八条である

ことから、然うした予察の妥当性が実証されるのである。処で、此の隆辨は、学識・機略共に富み、事務処弁等にも長け、才幹豊かで、宗教・政治・社会・文化等の各界・各分野に於いて活動・活躍したことは、世に著聞する攸であり、其の営為と為事とは、中期鎌倉幕府を支えて余りあるものがあつた。該人士の功績・事蹟に就いては、既に加藤功氏に「鎌倉の政僧」(『歴史教育』第一六卷第二号)なる卓論があり、後学に裨益する攸頗る多大なるものがある。

表三

事項 所見 順位 諸 種 条 數	僧籍者名	所見条数	通稱・僧位・僧官・僧職等
1	隆辨	119条	若宮大僧正・鶴岡別當僧正
2	定豪	54条	東寺長者・鶴岡別當僧正
3	圓曉	38条	若宮別當・鶴岡宮別當法眼
4	行勇	37条	莊嚴房僧都・壽福・永福兩寺別當
4	道禪	37条	信濃僧正・道禪僧正
5	珍譽	36条	珍譽法眼・法印
6	觀基	31条	權大僧都・將軍家賴經御持僧
7	良信	30条	大藏卿法印・勝長壽院別當權大僧正
8	昌寬	28条	一品坊・成勝寺執行法橋
9	榮西	27条	壽福寺方丈・葉上房律師・葉上僧正
10	良基	26条	大納言僧正・松殿僧正
11	定親	25条	若宮別當・鶴岡別當法務
12	源性	21条	大輔房・將軍家賴家近習鞠足
13	嚴惠	20条	右大臣法印・醍醐寺僧
14	行慈	19条	大學房大學法眼・將軍家賴朝法華堂別當
15	義印	17条	加賀房・將軍家賴家御鞠衆
16	文學(覺)	16条	高雄文學房・神護寺文學上人
16	隆宣	16条	日光別當法橋・鶴岡八幡宮寺供僧
16	圓親	16条	宰相僧都・圓親法印
16	定清	16条	加賀律師・加賀法印
17	良暹	15条	伊豆山・走湯山住侶
17	公曉	15条	禪師公曉・鶴岡別當

[備考] 当表に掲記した僧籍者は、所見条数が15条以上の者であり、各々の所見条数が同じ場合は、先出順に随って配列してある。

次に雑色に就いて観てみると、此の雑色の、頼朝將軍記以下、歴代諸將軍記每の所見条数は、各々如何程かと謂うに、頼朝將軍記には六八条、頼家將軍記には五条、實朝將軍記には七条、頼經將軍記には八条、頼嗣將軍記には二条、而して宗尊親王將軍記には五条、の計九五条存し、此の中で具(固有)名の記されている事例(各事例の列挙順は、当該事例の初出順に隨い、各事例の下に其の所見年・月・日条を記すと共に、「被差遣者」として先掲「一覽」は、資料①に所見される者には、印を付記してある。)は、

- 時澤 ..... 治承4・12・28、養和1・7・21、元暦1・5・12、文治1・4・12、同5・2・22、建久1・6・6、同5・9・2、同5・11・26、同5・12・22、同6・12・2の各条
- 濱四郎 ..... 養和1・7・21、文治1・12・7、同1・12・16の各条
- 鶴太郎 ..... 元暦1・5・21条
- 友行 ..... 元暦1・7・18条
- 宗重 ..... 元暦1・7・18、文治2・11・17の各条
- 定遠 ..... 文治1・1・6条
- 信方 ..... 文治1・1・6条
- 宗光 ..... 文治1・1・6条
- 里長 ..... 文治1・4・12、同3・7・4、同5・2・25、同6・2・6の各条
- 吉枝 ..... 文治1・4・29条
- 常通 ..... 文治1・5・12条

●鶴次郎 ..... 文治 1 · 12 · 16、同 2 · 1 · 7、同 2 · 10 · 16、同 2 · 11 · 17、建久 3 · 9 · 17、同 6 · 2 · 4

の各条

●生澤五郎 ..... 文治 1 · 12 · 16、同 2 · 11 · 17の各条

守清 ..... 文治 2 · 1 · 9 条

宗廉 ..... 文治 2 · 6 · 13 条

里久 ..... 文治 3 · 3 · 19 条

正光 ..... 文治 3 · 6 · 29 条

澤安 ..... 建久 1 · 1 · 6、同 1 · 4 · 9の各条

眞近 ..... 建久 1 · 2 · 5 条

●常清 ..... 建久 1 · 2 · 5、同 1 · 9 · 15、同 6 · 12 · 2 の各条

利定 ..... 建久 1 · 2 · 5 条

●成里(重) ..... 建久 1 · 9 · 15、同 2 · 5 · 3、同 3 · 8 · 22、同 5 · 11 · 26の各条

基繁 ..... 建久 2 · 3 · 13 条

澤重 ..... 建久 2 · 9 · 21 条

國守 ..... 建久 3 · 5 · 19 条

成澤 ..... 建久 3 · 8 · 22 条

高二郎高綱 …… 建久4・5・30条

- 吉野三郎 …… 建久5・1・30、同6・2・4の各条
- 足立新三郎清經常 …… 建久5・9・2、同6・2・8の各条

と存する如く、其の全てが独り頼朝將軍記而已に所見されるのである。之に依り、雜色がより多く所見されるのは、頼朝將軍記であり、而して此の將軍記而已に具(固有名表記の雜色)が所見されることを明らかにし得るのである。最後に、既に触れた「使者・使節発遣諸記事」にみる「被差遣者」のア(氏姓・名明確者)、イ(氏姓・名不明確者)、ウ(氏姓不明確者)、エ(氏姓明確・名不明確者)、オ(僧籍者)の各事例が頼朝將軍記以下の歴代諸將軍記の各々に如何ように所見されるかを纏めて一括表示した表四を掲記し、之を以て上來の△事項・項目に関する説述の收束としたい。

ア									分類 將軍記
30 (2)	27 (2)	22 (3)	18 (4)	14 (4)	9 (6)	4 (8)	1 (34)		頼朝
34 (2)	28 (2)	23 (3)	19 (4)	15 (4)	12 (5)	5 (8)	2 (22)		
35 (2)	29 (2)	25 (3)	20 (4)	17 (4)	13 (4)	7 (7)	3 (20)		
一六条									
			12 (1)	9 (1)	4 (2)	1 (3)			頼家
			の	10 (1)	5 (2)	2 (2)			
			一〇	11 (1)	8 (1)	3 (2)			
			例	.					
25 (1)	19 (2)	16 (2)	13 (2)	10 (2)	7 (3)	4 (3)	1 (6)		實朝
26 (1)	22 (1)	17 (2)	14 (2)	11 (2)	8 (3)	5 (3)	2 (4)		
27 (1)	23 (1)	18 (2)	15 (2)	12 (2)	9 (3)	6 (3)	3 (4)		
22 (2)	19 (2)	16 (2)	13 (3)	10 (3)	7 (6)	4 (7)	1 (9)		頼經
25 (2)	20 (2)	17 (2)	14 (3)	11 (3)	8 (5)	5 (7)	2 (8)		
26 (2)	21 (2)	18 (2)	15 (3)	12 (3)	9 (4)	6 (7)	3 (7)		
一二条									
			18 (1)	15 (1)	8 (1)	1 (2)			頼嗣
			の	16 (1)	9 (1)	2 (2)			
			一〇	17 (1)	13 (1)	4 (1)			
			例	.					
三条									
	17 (1)	14 (1)	11 (1)	8 (2)	5 (2)	1 (6)			宗尊親王
	の	15 (1)	12 (1)	9 (2)	6 (2)	2 (5)			
	一六	16 (1)	13 (1)	10 (2)	7 (2)	4 (2)			
	例	.							

表四

イ																				
二 五 条	91 (1)	88 (1)	79 (1)	73 (1)	70 (1)	67 (1)	63 (1)	54 (1)	46 (1)	四 例 ・ 一 八 四 条	93 (1)	82 (1)	76 (1)	53 (1)	45 (1)	41 (2)	36 (2)			
の 二 五 例 ・	89 (1)	80 (1)	75 (1)	71 (1)	68 (1)	64 (1)	55 (1)	49 (1)		94 (1)	86 (1)	78 (1)	65 (1)	50 (1)	43 (2)	39 (2)				
	90 (1)	87 (1)	77 (1)	72 (1)	69 (1)	66 (1)	58 (1)	52 (1)		92 (1)	81 (1)	74 (1)	51 (1)	44 (1)	40 (2)					
									例 ・ 二 条	6 (1)										
										7 (1)										
										の 二										
二 三 条	45 (1)	40 (1)	37 (1)	33 (1)	21 (1)											九 例 ・ 六 二 条	43 (1)	28 (1)		
の 一 三 例 ・	41 (1)	38 (1)	34 (1)	30 (1)													46 (1)	29 (1)		
	42 (1)	39 (1)	35 (1)	31 (1)													32 (1)			
									の 三 例 ・ 三 条	35 (1)						条	36 (1)	31 (1)	27 (2)	
										39 (1)							37 (1)	32 (1)	29 (2)	
										40 (1)							41 (1)	34 (1)	30 (1)	
の 六 例 ・ 六 条									の 六 例 ・ 六 条	11 (1)	5 (1)									
										12 (1)	6 (1)									
										14 (1)	7 (1)									

合計	才	工	ウ
九五例・一二七一条	38 (2) の四例・一六条 8 (7) 16 (4) 24 (3)	83 (1) の四例・六条 33 (2) 42 (2) 59 (1)	の一八例・四〇条 84 (1) 85 (1) 95 (1) 60 (1) 61 (1) 62 (1) 48 (1) 56 (1) 57 (1) 32 (2) 37 (2) 47 (1) 21 (3) 26 (3) 31 (2) 11 (5) 6 (7)
一二例・一八条			
四六例・八〇条		36 (1) の一例・一条	20 (2) の一例・二条 例・二条 24 (1) 44 (1) の二
四二例・一一八条		28 (2) の一例・二条 38 (1) の四例・六条 23 (2) 24 (2) 33 (1)	
一八例・二二条		3 (2) の一例・二条 10 (1) の一例・一条	
一七例・三五条		3 (3) の一例・三条	

## B 事項・項目に就いて

先ず、「鎌倉方被差遣者」の被差遣事由・目途等が如何ようなものであつたかを闡明すべく、煩を厭わずに、頼朝將軍記以下、歴代諸將軍記にみる然うした事柄を語り示す、或いは、然う考えられる條の大要・要約を掲記することから始めよう（各条頭部附記の数字は、既掲「使者・使節」である。）。

### 頼朝將軍記

- 1、2、3、四海泰平、萬民豐樂を祈願する攸の、大夫屬三善善信草案の御願書を伊勢大神宮へ奉進せんが爲。
- 4、5、武衛(源 頼朝)の指令に依り、木曾義仲を討伐せんが爲。
- 7、6、8、武衛の御使として洛陽を警衛し、殊に梶原景時、土肥實平兩者をして播磨以下の諸國を守備せしめんが爲。
- 10、<sup>1</sup>8、<sup>2</sup>6、西海に向ひて奉行すべき事、特に土肥實平、梶原景時兩者等をして兵船を調へ置き、來たる六月を期して、海上和氣の時期に平家を追討すべき合戦を遂行せしめんが爲。
- 11、園城寺長吏僧正房覺の痢病を訪はせんが爲。
- 12、池前大納言(平 頼盛)親子を本官へ還任すべき事、源氏一族中、(源)範頼、(伏見)廣綱、(大内)義信、等に一州國司を聽さるべき事、等々を草する攸の、大夫屬入道(善信)の書信を高階泰經朝臣に送進せんが爲。
- 13、14、平家方隠逃の郎從等を討亡すべき旨の頼朝御書を伝達せんが爲。
- 15、源九郎(源 義經)主をして洛中に隠遁すると想察される平出羽守信兼を尋搜し、踵を廻らざずに、之を誅戮する旨を伝達せんが爲。

16、17、平氏追討の間、畿内近國に散在する武士等、事を兵糧に寄せ、處々に於いて諸種の狼藉を致すが故に、之を鎮撫せんが爲。

18、畿内に於いて雜訴成敗を爲す典膳大夫(中原久經)、近藤七(國平)双者等に召し仕はさるべき爲。

19<sup>21</sup>、20、21、廷尉(源 義經)の、前内府親子(平 宗盛・清宗)を相具しての歸洛に際し、件の囚人等を押送せんが爲。

22、昨年來、狩野介宗茂の許に預け置かれし(平)重衡卿を東大寺衆徒の申請に任せて南都に押送せんが爲。

23、葛上・神湯兩庄の事に就き、院廳御下文を賜與さるべき旨の、賴朝御書を京都へ伝達せんが爲。

24、25、南御堂供奉の導師への御布施、並びに同御堂の莊嚴具を奉行する事、又、平家縁坐の徒輩等に對し、早急に

然るべき御沙汰を致さるべき事、等々を申上せんが爲。更に伊豫守源 義經亭に赴き、備前々司源 行家の在所を尋ね窺ひて、其の身を誅戮すると共に、義經自身の動靜をも具に偵察せんが爲。

26、伊豫守源 義經を誅戮せんが爲。

27、源 賴朝の御上洛に先立ちて、尾張、美濃兩國住人をして、足近、洲俣已下の渡々を警固すると共に、入洛後は最前に源 行家・義經兩者を誅戮すべき事、更に、其等双者が洛中不在の場合には、漸次、御上洛を待つべき事等を伝達せんが爲。

29、二品源 賴朝)忿怒の趣を左府(藤原經宗)に申上せんが爲。

30、31、源 行家・義經兩者等に就き、之を二品源 賴朝)が痛く鬱し申されている旨を申上せんが爲。

32、源 行家・義經兩者叛逆の事、二品(源 賴朝)鬱陶の事等を帥中納言(藤原經房)に伝奏せんが爲。

33、34、源 賴朝に依る、院奏の折紙書狀並びに右府(藤原兼實)への獻上御書等々を進上せんが爲。又、這回の使者に左典廐(一條能保)の下部黒法師丸が相副へられ、此れは京洛を案内せんが爲。

- 34<sup>1</sup>、前出34に同じ。
- 33<sup>1</sup>、前出33に同じ。
- 35、36、前出33の代役を勤め果さんが爲。
- 37、伊豆國の供御物たる甘海苔を京都へ進上せんが爲。
- 38、右府(藤原兼實)に攝政任命の詔を下賜されたしとする二品(源 賴朝)の御願意を京都に申上せんが爲。
- 39、左典廐(一條能保(二品源 賴朝外姓))子息(高能)の首服に贈物として御馬三四、砂金、絹等を進呈せんが爲。
- 40、伊勢國の神領顛倒を處理奉行し、併せて諸國の兵糧米供出を停止する事等を北條殿(時政)に通達せんが爲。
- 41、松尾の延朗上人に丹波國篠庄村を宛て申さる旨を通達せんが爲。
- 42、法皇(後白河)御灌頂の御用途等を關係各管内諸國に課さんが爲。
- 43、攝錄御家領等の事を道理に任せて仰せ下さるべき事、又、源 行家・義經兩者、尚、洛中に在つて叡岳の惡僧等、之に同意し結構するの由、風聞あり。故に、斯様な事態・情勢に対し、殊に申し沙汰せらるべき事、若し然様な事が實事であれば、彼の山に勇士等を差し登せ、件の惡僧等を搜求すべき事等を帥中納言(藤原經房)に奏達せんが爲。
- 44、故入道前池大納言平 賴盛の舊跡を訪はしめんが爲。

47、諸處の莊園に割り當てられた上皇(後白河院)の熊野詣御用途を進上せんが爲。

35<sup>2</sup>、木工頭藤原範季朝臣の伊豫守源 義行(義經)への同意・加擔を追尋すべきことを北條兵衛尉(時定)に指令せんが爲。  
1<sup>1</sup>、伊豫守源 義經の叛逆を鎮撫すべき御祈禱として、伊勢大神宮に御神馬八疋、砂金二十兩、御劍二腰を送進せん  
が爲。

10<sup>1</sup>、來月上旬予定の法皇(後白河)の熊野詣に供用される御貢馬十匹を獻上せんが爲。

48、法隆寺領觴庄の地頭金子十郎(家忠)に依る、同庄の押領を停止すべき沙汰を迅速に執行せんが爲。

30<sup>1</sup>、百部の大般若經轉讀の結願に就き、其の巻數を仙洞(後白河法皇)に進上せんが爲。

45<sup>2</sup>、閑院皇居の修復に就き、之を言上すると共に、藤原經房の大納言昇進の件を京洛方の形勢・情勢に隨つて奏上せんが爲。

49、畠山二郎重忠の眼代内別當真正に依る、員部大領家綱所從等への濫行の科を糺行せんが爲。

50、右武衛一條能保の姫公、御乳母として御參内あるべき事に就き、長絹百疋等を御家人等に沙汰せんが爲。

52、洛中狼藉の事、關東の御家人等の所爲たるかの由、疑貽あるの旨、風聞するの間、之を尋ね沙汰せんが爲。  
51<sup>1</sup>、前出52に同じ。

53、(藤原秀衡入道、前伊豫守(源 義經)を扶持し、反逆の用意あるやに見受けられると謂ふ奥州の形勢を眞に京都に言上せんが爲。

54、法皇(後白河)の御灌頂を御訪ふ用途として、既に調へ置く攸の、御貢馬を運送せんが爲。

51<sup>2</sup>、前出<sup>52</sup>に同じ。

52<sup>1</sup>、前出<sup>52</sup>に同じ。

55、御貢馬三疋を京進せんが爲。

56、來たる十一日予定の法皇(後白河)の熊野御參詣に就き、砂金を進上し、併せて院御分國たる美濃・播磨・備前三ヶ國中、武士等に依り、押領されているとする事に就き、其の押領者の特名注文を賜れば、其れに下知を加ふべき旨を言上せんが爲。

57、二品(源 賴朝)は、殊に六條殿の回祿を驚き申されて、院(後白河)に御書を進上されると共に、件の事態に就き、能

く心得て然るべき御見舞ひを奏上されたき旨の御書を右武衛一條能保に遣はせんが爲。

11<sup>1</sup>、伊豫守(源 義經)逐電の後、御沙汰の次第頗る寛宥の間、人心尙、凶惡を事とする故に、尤も迅速の御沙汰に及ぶべき旨を奏進せんが爲。

31<sup>1</sup>、(藤原泰衡の自儘なる請文、些かも御許容の限りでなく、之を迅速に追討すべき宣旨を下されん事をば、重ねて奏上する旨の御消息を帥中納言(藤原經房)に進獻すると共に、事の序を以て、鶴岡の塔供養願文を調へ給はるべき事、然るべき導師を計ひ給ふべき事等を申請せんが爲。

58、去月晦日、藤原泰衡が民部少輔(藤原基成)の居館に於いて、興州(源 義經)を誅殺せし事に依り、來月九日予定の鶴岡八幡宮寺塔供養を延期するとした二品源 賴朝の、御消息並びに板垣三郎兼信の違勅の事に就き、尋ね沙汰すべき院宣を下さるる間、其の御請文等を帥中納言藤原經房に奉進せんが爲。

60、官吏に依り齎らされる追討宣旨は、遅留仕り勝ち故に、左兵衛督(一條能保)に仰せて、其の飛脚を以て給はるべき事を奏請する旨の御消息を帥中納言藤原經房に送進せんが爲。

11<sup>2</sup>、八月八日、十日の兩日に合戦を遂げ、而して昨二十二日平泉に着到、更に當地より深山へ逃走した(藤原泰衡を追求せんと謂ふ旨の御消息を右武衛(一條能保)に送遣せんが爲。

15<sup>2</sup>、主計允(二階堂)行政執筆になる奥州合戦次第に就いての頼朝御消息を帥中納言(藤原經房に進獻せんが爲。

62、奥州の(藤原)泰衡を追討し、其の黨類を召し具して鎌倉へ歸還せし事を主内容とする因幡前司(中原)廣元執筆による頼朝御消息を帥中納言(藤原經房)並びに右武衛(一條能保)に送進せんが爲。

45<sup>7</sup>、奥州鎮定後、該地を所務せしめ給ふべき條々の事、奥州合戦に於ける勲功に對しての勸賞は、努めて固辭する事、此等の中、殊に後者の件に關して、戰場に臨み、武威を振るふは、武人の最も心すべき事である。此れは亦、然うした戰場に於ける勲功者の子孫苗裔の感覺・認識からすれば、己が祖先の功勞を顯彰記念すると共に、其の英靈を慰めたく思念するのは、人情自然の發露と言えよう。仍つて合戦での勲功に報いるに褒賞を以てするは、當然のこととして、其の姓名は報告されるべきではあるが、其れは、褒賞を固辭する手前からすれば、明らかに思考と行動とが扞格齟齬することになる。又、斯うした勲功が報告の折紙の如き形で諸記録等に貼付乃至添付されて永く保存されると、是れが後代に於いて披覽された際に、其處に名字の記し留められていない者は、其れの記し留められている者の場合と異なつて、己が祖先達を然程顧みることをせず、自ずと其の祖先達に對し敬慕の情念を持ち難く、動もすれば、恨みの思念さへ抱かしめ兼ねぬ許りか、其れに加えて、斯かる往昔に於ける祖

先達の爲した勲功の有無・強弱の度合に依り、各々の苗裔間に有形無形の好ましからざる情感を抱懷せしめる因由ともなり得るであらうことが充分に想察されるのである。斯様な事情から、近々京洛への使者として差遣される予定の(中原)廣元が、帥卿(藤原經房)や右武衛(一條能保)に観謁する折に、斯様な事情や事由を内々に申し告げるようとの指令をば、其の主君たる源 賴朝より受けており、而して上述の如き意義内容を有する事柄を果たさんが爲。

- 45<sup>3</sup>、前出<sup>45</sup>に加うるに、龍蹄百餘疋、綿千兩をば、仙洞(後白河院)を始め京洛に於ける人士達に贈物として送進せんが爲。  
63、藤原泰衡征伐の勵賞を重ねて辭し申すと共に、降人等の配流に關する官符を請つ趣意を一紙に載せて奏上せんが爲。  
65、仙洞(後白河院)に鷲羽一櫃を進上せんが爲。

66、安田義定は、違勅の科有りとの廉で、其れ迄七ヶ年知行の遠江國守より下總國守へ遷任せられた。此の任地國替に依り、其の心情たるや、悲歎尤も休み難く、復任を翫望して申狀を二品(源 賴朝)に提出した。斯件の事態に就き頼朝は、執奏せしむるの趣有りとして、御書に其の申狀を副へて、之を飛脚に托して院奏せんが爲。

30<sup>3</sup>、一條(能保)殿室家の卒去に就き、之を訪ひ申さんが爲。

31<sup>3</sup>、太神宮役夫工料米の事に就き、信濃國に未濟の所々在る旨、造宮使言上するの間、之を催して獻すべきの旨を伝達する使者に副へられて、之に同行せんが爲。

32<sup>3</sup>、來たる十月予定の御上洛に先駆けての六波羅に於ける御亭新造を奉行せんが爲。  
68、今年御上洛あるべきに依り、二品(源 賴朝)の京洛に於ける宿所地を治定せんが爲。

45<sup>13</sup>

二品源 賴朝の御上洛に先立ち、京洛に於いて沙汰し措くべき事等を成し行はせんが爲。

70、平家沒官地の中、未だ地頭の不補地が所々に在り、斯かる情況を巡檢せんが爲。

71、前出70の使者に相副へられて、之に同行せんが爲。

6、<sup>4</sup>延暦寺の衆徒、(佐々木)定重の黨類を申し請くべきの由、強訴に及ぶの旨、罪科遁るる攸無しとして、早く其の科を行はるべき事を奏聞せんが爲。

46<sup>3</sup>、(佐々木)定綱、定重兩者の事に依り、山門の強訴更に休み難く、殆ど定重を斬罪に處せらるべきの由を申す事態に對處せんが爲。

72、佐々木定綱亂行の件に就き、(三善)善信起草の高三位(高階)泰經卿宛源 賴朝奏狀を京洛に伝達せんが爲。

15<sup>3</sup>、大理一條能保の姫君、左大將(藤原)良經卿に嫁し給ふべき件に就き、姫君の御裝束、女房五人、侍五人の裝束並びに長絹百疋の中、殊に長絹を京洛に調進せんが爲。

31<sup>5</sup>、法住寺殿修造の功を終へんが爲。

73、鶴岡八幡宮寺の神事を執行すべく、神樂の秘曲を相傳せんが爲。

45<sup>19</sup>、(後白河)法皇の御不豫平癒を祈禱し、以て幕下(賴朝)秘藏の御劔及び御神馬を石清水八幡宮に進奉せんが爲。

74、園城寺(北・中・南)三院へ入堂せんが爲。

75、前出74に就き、長途の兵士として相副へられ、供奉せんが爲。

73<sup>1</sup>、前出73に同じ。

76、來月、長門江太景國に相伴なわれて上洛せんが爲。

77、來月、若公(前出<sup>76</sup>(後)  
稱貞曉)を相具して上洛せんが爲。

76<sup>1</sup>、仁和寺の隆曉法眼の弟子となり、入室せんが爲。

77<sup>1</sup>、若公(前出76)の上洛に扈從せんが爲。

78、前出<sup>77</sup>に同じ。

79、前出<sup>77</sup>に同じ。

80、前出<sup>79</sup>に同じ。

81、前出<sup>79</sup>に同じ。

71<sup>1</sup>、前出<sup>79</sup>に同じ。

14<sup>2</sup>、前出<sup>79</sup>に同じ。

35<sup>4</sup>、來月予定の一條黃門(能保)の熊野山參詣に當たり、白布五十端、龍蹄二疋等の贈物を送進せんが爲。

82、前出<sup>35</sup>に同じ。

83、御貢馬五疋を獻上せんが爲。

84、舊院(後白河院)周闌の御佛事の奉爲に召し聚められた長絹五百疋を京進せんが爲。

43<sup>3</sup>、文學上人、東大寺造營料の國領を以て、或いは弟子と稱し、或いは檀那と號して俗人に分與するの由、其の風聞  
在るに依り、二品(源 賴朝)、殊に痛み思し召されて、之に諫諍を加へんが爲。

15<sup>5</sup>、前出<sup>43</sup>に同じ。

73<sup>2</sup>、去ぬる頃交、鶴岡若宮の陪從(大)江右近將監久家が二品(源 賴朝)の意を受けて上洛したのは、右近將監(多)好方に屬して神樂の秘曲を傳習せんが爲である。

85、伊豆國の土産甘海苔を京進せんが爲。

86、將軍家の御歯の御勞を治癒すべき良薬を尋ね求められんが爲。

11<sup>4</sup>、東大寺供養に供すべく、御布施の用途に就いての送文を京進せんが爲。

87、將軍家の御歯の御勞療法に就き、京洛在住の醫家に尋問せんが爲。

88、伊勢大神宮並びに熱田社に御神馬及び御劍等を奉獻せんが爲。

89、永福寺内の新造堂舎の事に就き、今年中に供養を遂げらるべく、其の導師として東大寺別當僧正を請じ申されんが爲。

90、御貢馬八疋並びに砂金、紫絹、染絹、綿等を京進せんが爲。

11<sup>5</sup>、武藏、相模兩國分の乃貢等を京進せんが爲。

72<sup>1</sup>、前出<sup>11</sup>に同じ。

91、相摸、武藏兩國分の乃貢等を京進せんが爲。

31<sup>6</sup>、將軍家の南都東大寺供養御結縁の爲の御上洛に先立ちて、六波羅御亭に修理を加へんが爲。

15<sup>6</sup>、將軍家の御上洛に就き、海道の驛家等に於ける雜市や、渡しの船橋の用意やを相觸れしめんが爲。

93、前備前守行家及び大夫判官義顯(義經)の殘黨等、將軍家御上洛の次を伺ひて、會稽の本意を遂げんとする、との巷說在るに依り、驛々に於いて子細を尋聞し、秘計を廻らして其等徒輩等を捉搦せんが爲。

94、前出93に同じ。

71<sup>2</sup>、御貢馬八疋を京進せんが爲。

95、駿河國富士郡の濟物たる綿千兩を京進せんが爲。

11<sup>6</sup>、前出95に同じ。

57<sup>1</sup>、相摸、武藏兩國所濟の糸、綿等を京進せんが爲。

賴家將軍記

96、中將家(源) 賴家御當年の星祭を行ふべきの由を、主計頭安倍資元朝臣に仰せらるの趣、(中原)廣元朝臣の奉書に載

せて之を京進せんが爲。

97、姫君(乙姫)に療養を加へ奉るべく、針博士丹波時長を招聘せんが爲。

98、(梶原景時及び其の伴類を搜り求めて、之に誅罰を加へんが爲。

99、貢金五百兩並びに御馬廿疋を京進せんが爲。

100、近江國住人柏原彌三郎を追討せんが爲。

101、前出100に同じ。

104、源 賴家の左衛門督の辭狀を奉上せんが爲。

78<sup>1</sup>、阿野法橋全成子息頼全を誅戮せんが爲。

實朝將軍記

105、京都を警固すると共に、西國に所領を有する徒輩は、伴黨として在京せしむべき旨の御書を廻らさんが爲。

106<sup>4</sup>、107<sup>4</sup>、將軍家の御代始として京畿御家人等、殊に忠貞を捕み、貳心存すべからざるの由、之を相觸れ、且つは、起請文を召し進すべきの趣旨を武藏守(平賀)朝雅並びに掃部頭(中原親能)入道寂忍等の許へ伝達せんが爲。

106、前出<sup>67</sup>に同じ。

107、將軍家御慶賀の後、始めて御神馬を石清水八幡宮に奉納せんが爲。

108、伊賀、伊勢兩國に於ける平氏謀叛に備へて、晝夜雜色等を各方面へ派遣され、武藏守(平賀)朝雅が下知に隨ひて發向すべきの旨、重ねて京畿御家人等に伝達せんが爲。

57<sup>2</sup>、伊勢内外兩宮に御馬二疋を獻上せんが爲。

109、前出<sup>57</sup>に同じ。

110、坊門前大納言信清卿息女、將軍家御臺所として下向せしめ給ふべきに依り、之を御迎へんが爲。

69<sup>1</sup>、前出<sup>110</sup>に同じ。

94<sup>1</sup>、前出<sup>110</sup>に同じ。

101<sup>2</sup>、前出<sup>110</sup>に同じ。

110<sup>1</sup>、前出<sup>110</sup>に同じ。

111、右衛門權佐(平賀)朝雅を誅戮すべきの由、在京御家人等に伝達せんが爲。

112、前出111に同じ。

89<sup>2</sup>、京都守護として上洛せんが爲。

115、上皇後鳥羽院の熊野御幸に就き、其の扈從として供奉せんとする坊門忠信卿へ、龍蹄竝びに羈旅の調度等を獻上せんが爲。

116、尼御臺所(北條政子)、熊野山參詣の御宿願を果たさんが爲。

117、前出116に就き、尼御臺所に扈從せんが爲。

114<sup>1</sup>、將軍家、御夢想に依り、住吉社に御詠歌二十首を詠進すると共に、去ぬる建永元年御初學以後の御歌卅首を撰び、藤原定家卿に合點を請はんが爲。

118、明王院僧正公胤、長講堂供養の御導師たるべきに依り、其の上童等に裝束を贈與せんが爲。

120、坊門院(範子内親王)崩御に就き、御訪ひ申さんが爲。

121、山門騒動の事に就き、京畿在住御家人等を相催して、園城寺を警固すべき由を駿河守(中原)季時、(佐々木)左衛門尉廣綱兩者等に伝達せんが爲。

122、去月廿五日、坊門中納言忠信卿、遊放の事に依り、勅勘を蒙る由風聞あり。之に就き、事の次第等を確認せんが爲。

124、將軍家、石清水八幡宮竝びに六條新八幡宮に御神馬二疋を獻上せんが爲。

120<sup>2</sup>、熊野山奉幣使として參詣せんが爲。

(125)、和田義盛、既に誅伏せらるゝと雖も、餘黨紛散して未だ其の存亡を知らず。凡そ、京畿間に骨肉あり。不日に繩索の儀無くば、後昆の狼狽を斷ち難しとして、義盛殘黨を搜索せんことをば相州(北條義時)、大官令(中原廣元)兩人連署の御書を以て、之を京洛に申し送らんが爲。

(126)、(中原)廣元朝臣奉行して、在京武士の鎌倉方への參向を禁じて、院御所を守護すると共に、西海に謀叛を惹起せんとする徒輩等に對し、用意を致すべき旨の、相州(北條義時)、大官令(中原廣元)兩人連署の御書を、在京御家人中に送達せんが爲。

129、新造御所の御障子の畫圖に就き、將軍家が其の事書等を佐々木太郎左衛門尉廣綱が許に送付せしめんが爲。

130、山門騒動の件に就き、幕府として對處せんが爲。

131、將軍家御臺所の御使として、坊門内府(信清)御除髪の儀、又、御逆善の儀に就き、此等儀式の爲の捧物を進上せんが爲。

103<sup>1</sup>、將軍家御臺所の嚴閣(坊門信清)薨御に就き、之を御訪ひ申さんが爲。  
121<sup>1</sup>、前出<sup>103</sup>に同じ。

132、殷富門院(亮子内親王)崩御に就き、之を弔慰せんが爲。

133、上皇(後鳥羽院)の御惱見舞をせんが爲。

116<sup>1</sup>、尼御臺所(北條政子)の熊野山御參詣に就き、其の沙汰あり。

117<sup>1</sup>、尼御臺所(北條政子)の熊野山御參詣に當たり、其の扈從に就き沙汰あり。

116<sup>2</sup>、尼御臺所(北條政子)の熊野山御斗藪の爲。

117<sup>2</sup>、尼御臺所(北條政子)の熊野山御斗藪に隨伴扈從せんが爲。

134、將軍家、近衛大將を所望される旨を表明せんが爲。

135、將軍家、近衛大將を所望される事に就き、必ず左大將補任の旨を言明せんが爲。

136、皇子(懷成(後稱)  
仲恭天皇)御降誕を賀し申されんが爲。

137、伊勢太神宮に奉幣せんが爲。

138、將軍家御薨逝を京洛に御報知せんが爲。

137<sup>1</sup>、前出<sup>137</sup>に同じ。

139、六條宮・冷泉宮兩所の間、關東將軍として下向せしめ給ふべし、とする禪定二位家(北條政子)の御意嚮を奏請せん

が爲。

140、京洛を警固せんが爲。

141、京洛を守護せんが爲。

117<sup>5</sup>、仙洞の御使内藏頭藤原忠綱朝臣を以て仰せ下された攝津國長江・倉橋兩庄の地頭職改補の件、並びに將軍家御下

向の件、等に就きての幕府方方針乃至意嚮を伝奏せんが爲。

賴經將軍記

142、一院後鳥羽院の御惱見舞ひをせんが爲。

102<sup>1</sup>、若君(藤原頼經着袴の儀、無事を啓報せんが爲。

143<sup>2</sup>、七條院三條御所の放火人等を糾斷すべき由を(源)親廣入道、(伊賀)光季兩者等が許に通達せんが爲。  
135<sup>2</sup>、「天下を鑒みるに、世大いに濫れて、兵を徵すべし。泰時吾を瑩かさば、太平を得む」と謂ふ禪定一位家(北條政子)の御夢想に示現され給ふた伊勢大神の御告示を信奉して、當社に幣を捧げんが爲。

154<sup>3</sup>、大官令禪門(大江廣元)に依る、文治元年の先規を勘考整理した事書を送進せんが爲。

135<sup>4</sup>、世上無爲に屬せし事に就き、二所太神宮に諸所の地を寄せ奉る寄附狀を謹呈し、以て報賽の誠を捧げんが爲。

155<sup>5</sup>、藤原頼經第擴張の件に就き、犯土・造作の事、陰陽道家一揆せざるに依り、之を該長官等に尋ね決せられんが爲。

156<sup>6</sup>、太上法皇(後高倉院)崩御を御訪ひ申さんが爲。

157<sup>7</sup>、前奥州(北條義時)卒去の事を京洛に報知せんが爲。

158<sup>8</sup>、前奥州(北條義時)卒去後の政情不穏な状況下、殊に京畿の人意尤も疑ふべしとして、洛中警衛に盡力せんが爲。

145<sup>1</sup>、前出158に同じ。

103<sup>2</sup>、藤原頼經の御任官並びに征夷大將軍宣下等を奏請せんが爲。

103<sup>3</sup>、前出103<sup>2</sup>に同じ。

159<sup>9</sup>、大内裏焼亡の件に就き、之を御見舞ひせんが爲。

147<sup>1</sup>、前出159に同じ。

78<sup>2</sup>、太政大臣(西園寺公經)御臺所(全子)御早世を御訪ひ申されんが爲。

106<sup>1</sup>、南都と多武峯との合戦に就き、京洛に申入れをせんが爲。

160、北條泰時、南條七郎次郎以下四名を、京洛の多好氏に就きて和琴及び神樂の秘曲を傳授せしめんが爲。

161、前出160に同じ。

162、前出160に同じ。

163、前出160に同じ。

152<sup>1</sup>、大番勤仕の任務に就かんが爲。

164、京都守護の任務に就かんが爲。

164<sup>1</sup>、六波羅探題に祇候せんが爲。

103<sup>6</sup>、園城寺衆徒分散の事に就き、尋ね沙汰あるべきが爲。

165、皇子(秀仁(後稱四條天皇))御誕生の事を賀し申さんが爲。

166、五十ヶ條の式條に、和字御書を相副へて六波羅へ送遣せんが爲。

167、禪定殿(藤原基通)の御事を訪ひ申さんが爲。

152<sup>2</sup>、藻壁門院御懷孕の間、御惱見舞ひをせんが爲。

168、女院(藻壁門院(將軍御姫))崩御を御訪ひ申さんが爲。

168<sup>1</sup>、前出168に同じ。

154<sup>2</sup>、前出168に就き、武州の御使として御訪ひ申さんが爲。

169、前殿下(藤原教實)薨去を御訪ひ申さんが爲。

170、石清水八幡宮寺領を守護せんが爲。

170<sup>1</sup>、前出<sup>170</sup>に就き、石清水八幡宮寺頻りに言上するの間、源 保茂に重ねて仰せ下さる。

142<sup>5</sup>、南都衆徒の蜂起を相鎮めんが爲。

170<sup>2</sup>、前出<sup>170</sup>に就き、石清水八幡宮社領守護を奉じ、其の任務を遂行せんが爲。

171<sup>3</sup>、大閻(藤原道家)、來月御物詣あるべきの間、御羈旅の御調度を進獻せんが爲。

171<sup>5</sup>、將軍家、禪閣(藤原道家)御不例を御見舞ひせんが爲。

172、前武州(北條泰時)、禪閣(藤原道家)御不例を御見舞ひせんが爲。

173、禪定殿(藤原道家)御灌頂あるべきに依り、御捧物を京洛に進獻せんが爲。

174、皇子御降誕の御加持祈禱をせんが爲。

172<sup>1</sup>、若君(藤原頼嗣)御元服の事を報知すると共に、其の御任官叙位及び征夷大將軍補任等の事を奏請せんが爲。

175、今出河相國禪閣(西園寺公經)薨去を御訪ひ申さんが爲。

### 賴嗣將軍記

172<sup>3</sup>、前出<sup>172</sup>に同じ。

175<sup>2</sup>、前出<sup>175</sup>に同じ。

176、入道正五位下行武藏守平朝臣(北條)經時卒去を京洛に報知せんが爲。

177、前將軍家藤原頼經御歸洛に就き、路次供奉をせんが爲。

178、左近將監(北條)時頼の相摸守(北條重時)宛御消息、即ち、奏聞する一通、近國の守護、地頭等に下知する一通、の計二通を六波羅探題に送遺せんが爲。

179、前出178に同じ。

181、大神宮新年祭の例日たるに依り、同神宮へ御幣物を進奉せんが爲。

182、<sup>2</sup>園城寺興隆を図ると共に、龍華會を執行せんが爲。

183、相州(北條時頼)室家の懷孕著帶加持の事に就き、若宮別當法印隆辨を招請せんが爲。

184、前出182に同じ。

184、前出182に同じ。

185、准后(將軍家御祖母  
藤原道家室)の御事を將軍家の使者として御訪ひ申さんが爲。

186、准后(將軍家御祖母  
藤原道家室)の御事を北條時頼の使者として御訪ひ申さんが爲。

187、奥州(北條重時)、相州(北條時頼)、當將軍家頼嗣の執權を辭せしめ、上皇(後嵯峨院)第一皇子(尊親王  
後稱宗)を將軍家後繼者として御下向あるべきの由を申請せんが爲。

188、前出187に同じ。

宗尊親王將軍記

187<sup>1</sup>、前出187に同じ。

188<sup>1</sup>、  
前出<sup>187</sup>に同じ。

- 189、  
宮(尊親王)<sup>2</sup>御下向に就きて條々の事、六波羅大夫將監北條長時朝臣に仰せ遣はされんが爲。  
190、  
宗尊親王無爲に鎌倉御下著の由を奏聞せられんが爲。  
191、  
女院(宣陽門院)の御事を御訪ひ申さんが爲。  
192、  
宗尊親王御不豫御平愈の事を京洛に申上せんが爲。  
174<sup>4</sup>、  
如意寺鎮守諸社を勧請し、以て同寺を興隆せんが爲。  
174<sup>5</sup>、  
前出<sup>174<sup>4</sup></sup>に同じ。  
193、  
女院(承明門院(後鳥羽天皇妃、爲仁親王(後稱土御門天皇)御生母))の御事を訪ひ申さんが爲。  
194、  
山門、蘭城寺兩門確執の事に就き、之に對處せんが爲。  
180<sup>1</sup>、  
前出<sup>194</sup>に同じ。  
195、  
前出<sup>194</sup>に同じ。  
194<sup>1</sup>、  
前出<sup>194</sup>に同じ。  
180<sup>2</sup>、  
前出<sup>194</sup>に同じ。  
193<sup>2</sup>、  
仙洞の儀たる廂象の結番の件に就き、之を關東に摸せらるる事の、内々の叢慮を窺ひて勅許を得、又、侍の參昇  
を何様に爲すべきかをも問ひ申さんが爲。  
195<sup>2</sup>、  
前出<sup>193<sup>2</sup></sup>に同じ。

174<sup>6</sup>、園城寺三摩耶戒壇設立の要請認可を得んが爲。

196、院(後嵯峨上皇)の御惱を奉問し、御占の勘申次第を奏上せんが爲。

193<sup>3</sup>、前出<sup>196</sup>に同じ。

197、院(後嵯峨上皇)の御惱御減を賀し申さんが爲。

198、院(後嵯峨上皇)の御惱御更發を御見舞ひせんが爲。

199、在京せんが爲。

190<sup>1</sup>、前出<sup>199</sup>に同じ。

185<sup>3</sup>、去る十四日の大風に依り、諸國損亡し、百姓愁歎するの間、撫民の儀を以て、將軍家の御上洛延引を仙洞に申上せんが爲。

185、山門、園城兩寺騒動の事に就き、幕議決定を経て、其の方針・施策を報知せんが爲。

此等「被差遣者」の被差遣事由・目途等の大要・要約を叙述する記事に依り、其の事由・目途等の内容や其處に包蔵されている意義やを、より簡潔、且つ、より明確に把握し得るのであり、之を大凡、次の如く分類整理し得よう  
(各分類諸事項・項目の下に記す数字は、先に掲げた各「被差遣者」の差遣事由・目途等の大要・要約を叙述する記事に付記した通番号である。以下同様。)。

(一)、鎌倉方の京洛方への、(1)政治行政・經營施策關係 (2)軍事行政・警衛施策關係 (3)宗教行政・經營施策關係 等の各方面に於ける進出・介入・関与、等に関わる記載に就いて (此の(1)～(3)に分類されている各事例の全てが、必ずしも斯く在る如く截仕方に依り、多少は流動的なものもあることを、申し述べておかねばならない。)

(1) に關して	12、
	42、
	66、
	30 <sup>3</sup> 、
	44、
	47、
	10 <sup>1</sup> 、
	19、
	5 <sup>21</sup> 、
82、	83、
	43 <sup>3</sup> 、
	31 <sup>3</sup> 、
	47、
	15 <sup>5</sup> 、
	68、
	73 <sup>2</sup> 、
	45 <sup>13</sup> 、
	48、
	45 <sup>2</sup> 、
	21、
	22、
	23、
	29、
	30、
	55、
	56、
	57、
	31、
	32、
	33、
	34、
	11 <sup>5</sup> 、
	73 <sup>1</sup> 、
	76、
	77、
	31 <sup>1</sup> 、
	34、
	72 <sup>1</sup> 、
	91、
	15 <sup>6</sup> 、
	76 <sup>1</sup> 、
	58、
	60、
	33 <sup>1</sup> 、
	11 <sup>2</sup> 、
	35、
	11 <sup>6</sup> 、
	57 <sup>1</sup> 、
	116、
117、	114 <sup>1</sup> 、
	120、
	122、
	129、
	131、
	101、
	104、
	(以上四例《賴家將軍記》)、
	97、
	99、
	101、
	104、
	(以上四例《賴朝將軍記》)、
	167、
	152 <sup>2</sup> 、
	168、
	168 <sup>1</sup> 、
	154 <sup>2</sup> 、
	169、
	154、
	155、
	156、
	157、
	132、
	131 <sup>1</sup> 、
	103 <sup>1</sup> 、
	121 <sup>1</sup> 、
	(實朝將軍記)、
	142、
	102 <sup>1</sup> 、
	154、
	155、
	156、
	133、
	116 <sup>1</sup> 、
	117 <sup>1</sup> 、
	116 <sup>2</sup> 、
	117 <sup>2</sup> 、
	67 <sup>4</sup> 、
	106、
	93、
	94、
	110、
	69 <sup>1</sup> 、
	94 <sup>1</sup> 、
	101 <sup>2</sup> 、
	95、
	110 <sup>1</sup> 、
	89 <sup>2</sup> 、
	115、
	116、
190 <sup>1</sup> 、	186、
	187、
	188、
	(以上九例《賴嗣將軍記》)、
	167、
	152 <sup>2</sup> 、
	168、
	168 <sup>1</sup> 、
	154 <sup>2</sup> 、
	169、
	171 <sup>3</sup> 、
	171 <sup>5</sup> 、
	171 <sup>6</sup> 、
	172、
	172 <sup>1</sup> 、
	103 <sup>2</sup> 、
	133、
	116 <sup>1</sup> 、
	117 <sup>1</sup> 、
	116 <sup>2</sup> 、
	117 <sup>2</sup> 、
	67 <sup>4</sup> 、
	106、
	93、
	94、
	110、
	69 <sup>1</sup> 、
	94 <sup>1</sup> 、
	101 <sup>2</sup> 、
	95、
	110 <sup>1</sup> 、
	89 <sup>2</sup> 、
	115、
	116、
195 <sup>3</sup> 、	(以上一六例《宗尊親王將軍記》)、
(2) に關して	4、
	5、
	7、
	6 <sup>1</sup> 、
	8、
	10、
	8 <sup>1</sup> 、
	6 <sup>2</sup> 、
	13、
	14、
	15、
	16、
	17、
	24、
	25、
	26、
	27、
	35 <sup>2</sup> 、
	52、
	51 <sup>1</sup> 、
	51 <sup>2</sup> 、
	52 <sup>1</sup> 、
	(以上
	八例《實朝將軍記》)、
	143、
	158、
	100、
	101、
	78 <sup>1</sup> 、
	(以上四例《賴家將軍記》)、
	98、
	105、
	108、
	111、
	112、
	125、
	(126)、
	140、
	141、
	(以上
	三二例《賴朝將軍記》)、
	145 <sup>1</sup> 、
	145 <sup>1</sup> 、
	(以上三例《賴經將軍記》)、
	177、
	(以上一例《賴嗣將軍記》)、
(3) に關して	1、
	2、
	3、
	11、
	39、
	1、
	30 <sup>1</sup> 、
	11 <sup>3</sup> 、
	6、
	46 <sup>3</sup> 、
	45 <sup>19</sup> 、
	74、
	75、
	84、
	11 <sup>4</sup> 、
	88、
	(以上一六例《賴朝將軍記》)、
	106 <sup>1</sup> 、
	103 <sup>6</sup> 、
	170、
	170 <sup>1</sup> 、
	142 <sup>5</sup> 、
	170 <sup>2</sup> 、
	173、
	57 <sup>2</sup> 、
	107、
	109、
	118、
	121、
	124、
	120 <sup>2</sup> 、
	130、
	137、
	137 <sup>1</sup> 、
	(以上一〇例《賴經將軍記》)、
	181、
	174 <sup>2</sup> 、
	182、
	183、
	184、
	(以上五例《賴嗣將軍
	135 <sup>2</sup> 、
	135 <sup>4</sup> 、
	96、

記)、174<sup>4</sup>、174<sup>5</sup>、194、180<sup>1</sup>、195、194<sup>1</sup>、180<sup>2</sup>、174<sup>6</sup>、185、(以上九例(宗尊親王將軍記))、

(2) 鎌倉方に依る、反鎌倉勢力(者)、即ち、(1)木曾義仲及び其の伴類與同加擔者等

(3) 源 義經・同行家及び其の伴類與同加擔者等 (4) 藤原泰衡及び其の伴類與同加擔者等 (2) 平家及び其の伴類與同加擔者等

(5) 梶原景時及び其の伴類與同加擔者等 (6) 柏原彌三郎及び其の伴類與同加擔者等 (7) 阿野頼全及び其の伴類與同加擔者等 (8) 平賀朝雅

及び其の伴類與同加擔者等 (9) 和田義盛及び其の伴類與同加擔者等への對應方針・對處施策、等に關わる記載に就いて (当事項・項目に於ける(1)~(9)なる配列は、鎌倉方に依る、反鎌倉勢力(者)への對應方針・對處施策、等の試みられた時期の順次に隨つてある。此れは、左記の(3)事項・項目に於ける(1)~(9)なる配列に就いても同じである。)

(1) に関して : 4、5、(以上二例、(賴朝將軍記))、

(2) に関して : 10、8<sup>1</sup>、6<sup>2</sup>、13、14、15、16、17、24、25、(以上一〇例(賴朝將軍記))、108、(以上一例(實朝將軍記))、

(3) に関して : 24、25、26、27、29、30、31、32、33、34、34<sup>1</sup>、33<sup>1</sup>、35、36、42、35<sup>2</sup>、1<sup>1</sup>、11<sup>1</sup>、93、94、(以上一〇例

(賴朝將軍記))、

(4) に関して : 53、31<sup>1</sup>、58、60、11<sup>2</sup>、15<sup>2</sup>、62、45<sup>7</sup>、63、(以上九例(賴朝將軍記))、

(5) に関して : 98、(以上一例(賴家將軍記))、

(6) に関して : 100、101、(以上二例(賴家將軍記))、

(7) に関して : 78<sup>1</sup>、(以上一例(賴家將軍記))、

(8) に関して : 111、112、(以上二例(實朝將軍記))、

(9) に関して : 125、(以上二例(實朝將軍記))、

(三) 右記(二)の、(1)～(9)各々に関する鎌倉方の京洛方への注進・報告・注文・要望・要請等に關わる記載に就いて

(1)に關して …ナシ

(2)に關して …10、8<sup>1</sup>、6<sup>2</sup>、13、14、15、16、17、24、25、(以上一〇例《賴朝將軍記》)、108、(以上一例《實朝將軍記》)、

(3)に關して …24、25、26、27、29、30、31、32、33、34、34<sup>1</sup>、33<sup>1</sup>、35、36、42、35<sup>2</sup>、1<sup>1</sup>、11<sup>11</sup>、93、94、(以上二〇例

《賴朝將軍記》)、

(4)に關して …53、31<sup>1</sup>、58、60、11<sup>2</sup>、15<sup>2</sup>、62、45<sup>7</sup>、63、(以上九例《賴朝將軍記》)、

(5)に關して …98、(以上一例《賴家將軍記》)、

(6)に關して …100、101、(以上二例《賴家將軍記》)、

(7)に關して …ナシ

(8)に關して …111、112、(以上二例《實朝將軍記》)、

(9)に關して …125、(126)、(以上二例《實朝將軍記》)、

四、鎌倉方から京洛方への諸使者・使節差(發)遣の具象的事由・目途等に關わる記載に就いて (当事項・項目に於けるア～コなる配列は、各事例數の優越順次と、各事例の初出順次との双方に隨つてゐる。)

ア、物品進(呈)上・京進に關して ……37、38、47、1<sup>1</sup>、10<sup>1</sup>、50、54、55、56、45<sup>8</sup>、65、15<sup>3</sup>、45<sup>19</sup>、35<sup>4</sup>、82、83、84、85、88、90、11<sup>5</sup>、72<sup>1</sup>、91、71<sup>2</sup>、95、11<sup>6</sup>、57<sup>1</sup>、57<sup>1</sup>、(以上二七例《賴朝將軍記》)、99、(以上一例《賴家將軍記》)、107、109、115、118、124、131、137、137<sup>1</sup>、(以上九例《實朝將軍記》)、

135<sup>2</sup>、  
135<sup>4</sup>、  
171<sup>3</sup>、  
173、（以上四例〈賴經將軍記〉）、181、（以上一例〈賴嗣將軍記〉）の計四二

例

イ、死沒者弔慰・弔問に關して………30、（以上一例〈賴朝將軍記〉）、120、103<sup>1</sup>、121<sup>1</sup>、132、（以上四例〈實朝將軍記〉）、156、  
78<sup>2</sup>、167、168、168<sup>1</sup>、168<sup>2</sup>、154<sup>2</sup>、169、175、（以上八例〈賴經將軍記〉）、175<sup>2</sup>、185、186、（以上三例  
〈賴嗣將軍記〉）、191、193、（以上二例〈宗尊親王將軍記〉）の計一八例、

ウ、文化・教養・技能・技藝の修學・攝取・相傳・傳授に關して………73、73<sup>1</sup>、73<sup>2</sup>、73<sup>3</sup>、（以上四例〈賴朝將軍記〉）、114<sup>1</sup>、  
129、（以上二例〈實朝將軍記〉）、160、161、162、163、162<sup>1</sup>、160<sup>1</sup>、（以上六例〈賴經將軍記〉）の計一二例、  
工、罹病者奉問・慰問・見舞に關して………11、（以上一例〈賴朝將軍記〉）、133、（以上一例〈實朝將軍記〉）、142、152<sup>2</sup>、  
171<sup>5</sup>、172、  
(以上四例〈賴經將軍記〉)、196、193<sup>3</sup>、197、198、（以上四例〈宗尊親王將軍記〉）の計一〇例、

才、源家若君（後稱）の寺院入室に關して………76、77、76<sup>1</sup>、77、78、79、80、81、71<sup>1</sup>、14<sup>2</sup>、（以上一〇例〈賴朝將軍記〉）の

計一〇例、

力、鎌倉方要人の熊野山斗藪に關して………116、117、116<sup>1</sup>、117<sup>1</sup>、116<sup>2</sup>、117<sup>2</sup>（以上六例〈實朝將軍記〉）の計六例、

キ、龍象招請・招聘に關して………89、（以上一例〈賴朝將軍記〉）、182、183、184、（以上三例〈賴嗣將軍記〉）の計四

例

ク、回祿見舞・慰問に關して………57、（以上一例〈賴朝將軍記〉）、159、147<sup>1</sup>、（以上二例〈賴經將軍記〉）の計三例

ケ、醫藥・醫療・醫師の尋求・攝取・導入・招聘に關して………86、87、（以上二例〈賴朝將軍記〉）、97、（以上一例〈賴家

將軍記(一)の計三例、

コ、皇子御降誕慶賀言上に關して……………136、(以上一例(實朝將軍記)、135、(以上一例(賴經將軍記))、の計二例、此等(一)～(四)なる分類整理、中に就き、(一)～(三)なる其れに在つては、(一)に就いては表五、(二)に就いては表六、(三)に就いては表七が各々示す如く、其の孰れに於いても、各將軍記毎の各該当事項・項目・事例数のトータルで最も多いのは、賴朝將軍記であり、逆に、其れの最も少いのは、賴家將軍記であることや、(二)(三)なる分類整理に在つては、(二)に就いては表六、(三)に就いては表七が各々示す如く、其の孰れに於いても、歷代諸將軍記中、(1)～(9)なる事例が所見されるのは、賴朝、賴家、實朝の三將軍記であり、而して此等三將軍記に後続する賴經、賴嗣、宗尊親王の三將軍記でない——此等三將軍記には全く所見されないことやを闡明し得るのである。

表五

	宗尊親王	賴嗣	賴經	實朝	賴家	賴朝	將軍記事例
合計	二六	九	三	三〇	四	九〇	(1)
二八	一	三	八	四	三	二六	(2)
五一	九	五	〇	一〇	一	六	(3)
合計	三五	二五	四五	四六	九	三六	合計

表六

	宗尊親王	賴嗣	賴經	實朝	賴家	賴朝	將軍記事例
二						二	(1)
二				一		一〇	(2)
三〇						三〇	(3)
九						九	(4)
一					一		(5)
二					二		(6)
一					一		(7)
二				二			(8)
二				二			(9)
五〇				五	四	四	合計

表七

	宗尊親王	賴嗣	賴經	實朝	賴家	賴朝	將軍記事例
合計							(1)
二				一		一〇	(2)
三〇						三〇	(3)
九						九	(4)
一					一		(5)
二					二		(6)
							(7)
二				二			(8)
二				二			(9)
四七				五	三	三九	合計

(四)なる分類整理に就いて、其のアなる事項・項目に關する記事の内訳を示せば、左記の如くなる。

番号 事例

物品進呈上先

物品名目

賴朝將軍記(二七例)

京都

左典廐(一條能保)子息

上皇(後白河院)

伊勢大神宮

法皇(後白河)

右武衛(一條能保)姫公

法皇(後白河)

京進

法皇(後白河)

仙洞(後白河院)及び京洛人士達

仙洞(後白河院)

大理(一條能保)姫君

石清水八幡宮

伊豆國供御物甘海苔

御馬三疋、砂金、絹等

熊野詣御用途

御神馬八疋、砂金二十兩、御劍二腰

御貢馬十匹

長絹百疋等

御貢馬

御貢馬

砂金

龍蹄百餘疋、綿千兩

鷲羽一櫃

姫君御裝束、女房、侍各五人の裝束、長絹百疋

幕下(賴朝)秘藏御鋤及び御神馬

99      57<sup>1</sup>    11<sup>6</sup>    95    71<sup>2</sup>    91    72<sup>1</sup>    11<sup>5</sup>    90    88    85    84    83    82    35<sup>4</sup>

一條黃門(能保)

右記<sup>35</sup><sup>4</sup>に同じ

白布五十端、龍蹄二疋等

右記<sup>35</sup>に同じ

御貢馬五疋

長絹五百疋

伊豆國土產甘海苔

御神馬及び御劍等

御貢馬八疋、砂金、紫絹・染絹・綿等

武藏、相模兩國分乃貢等

右記<sup>11</sup><sup>5</sup>に同じ

相摸、武藏兩國分乃貢等

御貢馬八疋

駿河國富士郡濟物綿千兩

右記95に同じ

相摸、武藏兩國所濟糸綿等

京進

賴家將軍記(一例)

貢金五百兩並びに御馬廿疋

京進

京進

京進

京進

京進

伊勢大神宮並びに熱田社

京進

舊院(故後白河院)

右記<sup>35</sup><sup>4</sup>に同じ

右記<sup>35</sup>に同じ

一條黃門(能保)

實朝將軍記(九例)

石清水八幡宮

御神馬

伊勢内外兩宮

御馬二疋

伊勢内外兩宮

右記<sup>57</sup>に同じ

坊門忠信卿

龍蹄並びに羈旅調度等

明王院僧正公胤上童等

裝束

石清水八幡宮並びに六條新八幡宮

御神馬二疋

坊門内府(信清)

捧物

伊勢太神宮

奉幣

伊勢太神宮

奉幣

賴經將軍記(四例)

伊勢大神

御幣物

二所太神宮

諸所地寄附狀謹呈

大閻(九條(藤原)道家)

御羈旅御調度

禪定殿下(九條(藤原)道家)

御捧物

賴嗣將軍記(一例)

173 171<sup>3</sup> 135<sup>4</sup> 135<sup>2</sup> 137<sup>1</sup> 137 131 124 118 115 109 57<sup>2</sup> 107

此のア事項・項目に就いて、歴代諸將軍記中、最も多くの事例数を有するのは、賴朝將軍記であり、物品進呈上先が固有(眞)名を以て表記されている事例が最も多いのも亦、同將軍記である。いま、其の賴朝將軍記以下に於ける然うした固有(眞)名表記に就いて観るに、同將軍記では、後白河院<sup>47</sup>、<sup>10</sup>、<sup>54</sup>、<sup>56</sup>、<sup>48</sup><sup>8</sup>、<sup>65</sup>、<sup>84</sup>の七例<sup>1</sup>が最も多く、一條能保及び其の子息・子女<sup>38</sup>、<sup>50</sup>、<sup>15</sup>、<sup>35</sup><sup>4</sup>、<sup>82</sup>の五例<sup>2</sup>が、其れに次ぎ、以下、伊勢大神宮<sup>1</sup>、<sup>88</sup>の二例<sup>3</sup>→石清水八幡宮・熱田社<sup>4</sup>(共に各一例宛)と続く。賴家將軍記では、該当事例ナシ。實朝將軍記では、伊勢大神宮<sup>57</sup>、<sup>109</sup>、<sup>137</sup>、<sup>137</sup>の四例<sup>4</sup>が最も多く、石清水八幡宮<sup>107</sup>、<sup>124</sup>の二例<sup>5</sup>が其れに次ぎ、以下、坊門忠信卿、明王院僧正公胤上童等、六條新八幡宮、坊門内府(信清)<sup>6</sup>(共に各一例宛)となつてゐる。賴經將軍記では、伊勢大神<sup>135</sup><sup>2</sup>、<sup>135</sup><sup>4</sup>の二例<sup>7</sup>、大閣・禪定殿<sup>8</sup>下(九條(藤原)道家)<sup>9</sup>(<sup>171</sup>、<sup>173</sup>の二例<sup>10</sup>)が共に各二例宛存する。賴嗣將軍記では、伊勢大神宮(一例)而已所見される。以上、諸將軍記所見の当該表記事例数をトータルで観れば、伊勢大神宮が九例で最も多く、後白河院が七例で其れに次ぎ、以下、一條能保及び其の子息・子女(五例)<sup>11</sup>→石清水八幡宮(三例)<sup>12</sup>→大閣・禪定殿<sup>13</sup>下(九條(藤原)道家)<sup>14</sup>(二例)<sup>15</sup>→熱田社・坊門忠信卿・明王院僧正公胤上童等・六條新八幡宮・坊門内府(信清)<sup>16</sup>(一例宛)の順に続いていることを知り得る。(未完)